

第2次京丹後市 多文化共生推進プラン



～多様性豊かで住みやすいまちへ～

平成30年3月
京丹後市

■ 用語の説明

用 語	説 明
多文化共生	多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」（出典：総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」）を言います。
市民	本プランでは、「市内に住む者、市内で働く者、学ぶ者、活動する者及び市内で事業を営む者」（出典：京丹後市まちづくり基本条例）のこととします。
外国人市民	一般的に、京丹後市に生活拠点を有する外国籍の市民のことを表しますが、「外国人市民」には、日本国籍を有しない人に加え、すでに日本国籍を取得している外国出身の人も含みます。

ごあいさつ

現在、日本全国において人口減少と高齢社会が進んでおり、本市においても、その流れは年々顕著となっています。一方で、外国人の定住化が進み、外国人も地域の担い手として活躍できる環境整備が必要となっています。また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されるなど、これまで以上に多くの外国人旅行者が日本を訪れることになり、それに対応したまちづくり・地域づくりも必要となるため、国際交流を推進し、多文化共生社会を実現することが求められています。



平成29年末の日本における在留外国人数は過去最高となっていますが、本市においても外国人市民数は増加傾向にあり、平成30年3月時点で約560人の方が生活されています。今後もグローバル化が進む社会情勢の中、本市においても更に外国人市民が増加することが予想されます。

このような中、本市では、平成27年3月に京都府内で初めて“多文化共生の推進”を掲げた「京丹後市多文化共生推進プラン」を策定し、外国人を含めたすべての人が真に住みやすいまちづくりの推進に向けてスタートをしました。平成29年3月には、「市民が輝き地域が輝く京丹後市」の実現に向け「第2次京丹後市総合計画『基本計画』」を策定し、29の施策の一つに「国際交流・多文化共生と広域連携の促進」を掲げ、各種事業を展開しています。

平成27年度から3年間の第1次プランの計画期間終了に伴い、総合計画の実行性を高めて更に多文化共生を推進していくため、これまでの取り組みの分析と見直しを行い、この度、30年度を初年度とする5年間の施策をまとめた「第2次京丹後市多文化共生推進プラン」を策定しました。

今回策定したプランでは、第1次プランで打ち出した基本理念や目標を継承しつつ、目標達成に向けた12の基本方針に“めざす姿”を新たに掲げ、各施策に取り組むことにより現れる状態目標をより具体的にイメージできるように努めました。

今後、このプランを基に、行政はもとより、市民や地域、関係団体や企業など多様な担い手が連携・協力しながら取り組みを進めていくことが必要です。「国籍・民族・文化などのちがいを認め合い、ともに豊かに暮らせるまち」の実現に向け、皆様のより一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びにあたり、プランの策定において、策定委員会の皆様をはじめアンケート調査にご回答いただきました皆様やご協力いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

京丹後市長 三崎 政直

第2次多文化共生推進プランの策定によせて



社会・経済のグローバル化、人口減少・高齢化が進むなど、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。また、本市に在住する外国人は年々増加しており、地域における外国人はすでに特別な存在ではなくなりつつあります。

このような状況の中、現行プランの課題や市民アンケートの分析を踏まえ、現行プランの施策の継承や見直しを図り、今後5年間に取り組むべき施策を総合的に進めていくため、「第2次多文化共生推進プラン」を策定いたしました。

プランの策定においては、昨年度の「評価検討会議」で出されたこれまでの取り組みに対する諸意見を尊重するとともに、外国人市民や学校関係者、外国人雇用企業、地域自治会などの関係団体などから選出された委員で組織された「京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会」を定期的開催し、それぞれの立場で課題や経過などを共有し検討を重ねてまいりました。また、今回も日本人市民のみでなく外国人市民アンケート調査を実施し、3年間の進捗状況の把握とよりよいプランの策定に努めてまいりました。

このプランでは、基本理念をはじめ、目標、基本方針、重点施策等は継承し、教育や環境・福祉など12の基本方針それぞれに「目指す姿」を明記して施策の方向性を示しました。

「多文化共生」とは、日本人と外国人市民が互いの文化的なちがいを理解し認め合うという考え方です。今日、国籍や言語、習慣や文化がそれぞれ異なる人々が相互理解を深め、お互いに認め合い尊重しながら、誰もが安心して暮らせる多文化共生のまちづくりが求められております。

多様な価値観や異なる文化への理解を促進し、開かれた地域社会づくりを進めることは、外国人市民にやさしいまちづくりだけではなく、だれにとっても暮らしやすいまちづくりにつながります。今後は、行政だけでなく、市民の皆様や、市民団体、関係機関などと連携しながら、このプランの着実な推進を図り、プランの基本理念である「国籍や、民族、文化などのちがいを認め合い、ともに豊かに暮らせるまち」の実現に向けて通り組んでいくことが肝要であると思っております。

平成30年3月

京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会
委員長 藤村 益弘

第2次京丹後市多文化共生推進プラン

目次

第1章 基本的な考え方

I	プラン策定の趣旨	2
II	プラン策定の位置づけ	3
III	多文化共生をめぐる国の動き	5

第2章 京丹後市の現状と課題・今後の展望

I	第1次プランの評価	9
II	京丹後市の現状	
1	人口減少と少子高齢化	13
2	約560人の外国人が生活	14
III	アンケート調査結果からみる住民意識	
1	外国人市民アンケート	16
2	日本人市民アンケート	23
IV	課題と今後の展望	
1	市の現状と住民意識からみえる課題	31
2	多文化共生推進に向けた新たな視点	32

第3章 基本計画

I	プランの基本理念	34
II	プランの目標	35
III	プランの期間	35
IV	プランの体系	36

第4章 基本方針と施策・推進体制

I	基本方針と施策	38
II	プランの進捗管理と推進体制	51

資料		53
----	--	----

第 1 章 基本的な考え方

I プラン策定の趣旨

本市では、誰もが住みやすい「多文化共生のまちづくり」を推進するため、平成 27 年に「京丹後市多文化共生推進プラン（以下、「第 1 次プラン」という。）」を策定しました。

第 1 次プランでは、基本理念を「国籍、民族、文化などのちがいを認め合い、ともに豊かに暮らせるまちへ」と掲げ、4 つの基本目標と 12 の基本方針に基づき、多文化共生推進施策を展開してきました。

この間、平成 29 年末の日本の在留外国人数は、256 万 1,848 人となり、前年に比べ、17 万 9,026 人（7.5%）増加し、過去最高となりました。

本市の外国人市民数においても、平成 21 年から平成 26 年の間は約 350 人程度で推移していましたが、平成 29 年に入り 560 人（米陸軍関係者を含む）を超えました。今後もグローバル化が進む社会情勢の中で、さらに外国人市民が増加すると考えられます。

また、平成 29 年 3 月に第 2 次京丹後市総合計画「基本計画」を策定し、外国人・日本人を問わず、すべての市民にとって「住みやすいまち」とするため、「幅広い分野における国際交流を推進し、多文化共生社会の実現」を目指すとしています。

こうしたことから本市は、第 1 次プランの計画期間終了にともない、さらに多文化共生施策を推進するため、第 2 次京丹後市多文化共生推進プラン（以下「第 2 次プラン」という。）を策定することとしました。

● 安心して暮らせる社会の実現へ

平成 29 年 3 月に策定した第 2 次京丹後市総合計画「基本計画」では、「市民と地域がキラリと『光り輝くまち』」を掲げ、同計画における 29 の施策の中で「国際交流・多文化共生と広域連携の促進」として、市民主体の国際交流をより一層推進し、国籍や文化等のちがいを互いに認め合いながら、すべての市民が安心して暮らせる社会の実現を目指しています。

● 人口減少と新たな担い手の活躍

本市の人口は年々減少し、少子高齢化が進んでいます。一方で、外国人の定住化が進み、外国人もこの京丹後市で、出産、子育てをし、次代の京丹後市を担う子どもたちを育てています。また、市内の様々な企業で就業するなど、地域との関わりを深める機会が増えています。さらに、外国人市民を支援の対象として捉えるのではなく、“地域の担い手”として捉え、今後も地域の維持・発展に向けて、活躍できる環境を整えていくことが必要となっています。

● 外国人観光客の増加と魅力発信

本市では観光立市の実現を目指すべく、平成 30 年 3 月に「第 3 次京丹後市観光振興計画～“旬”でもてなす食のまち～」を策定しており、その中で、外国人観光客誘致に向けた取組みを進めています。外国人観光客の増加に対応するまちづくりを行うにあたり、外国人の視点で、本市の魅力を発信していくことや外国人観光客に対応できる地域づくりを行うことが必要となっています。

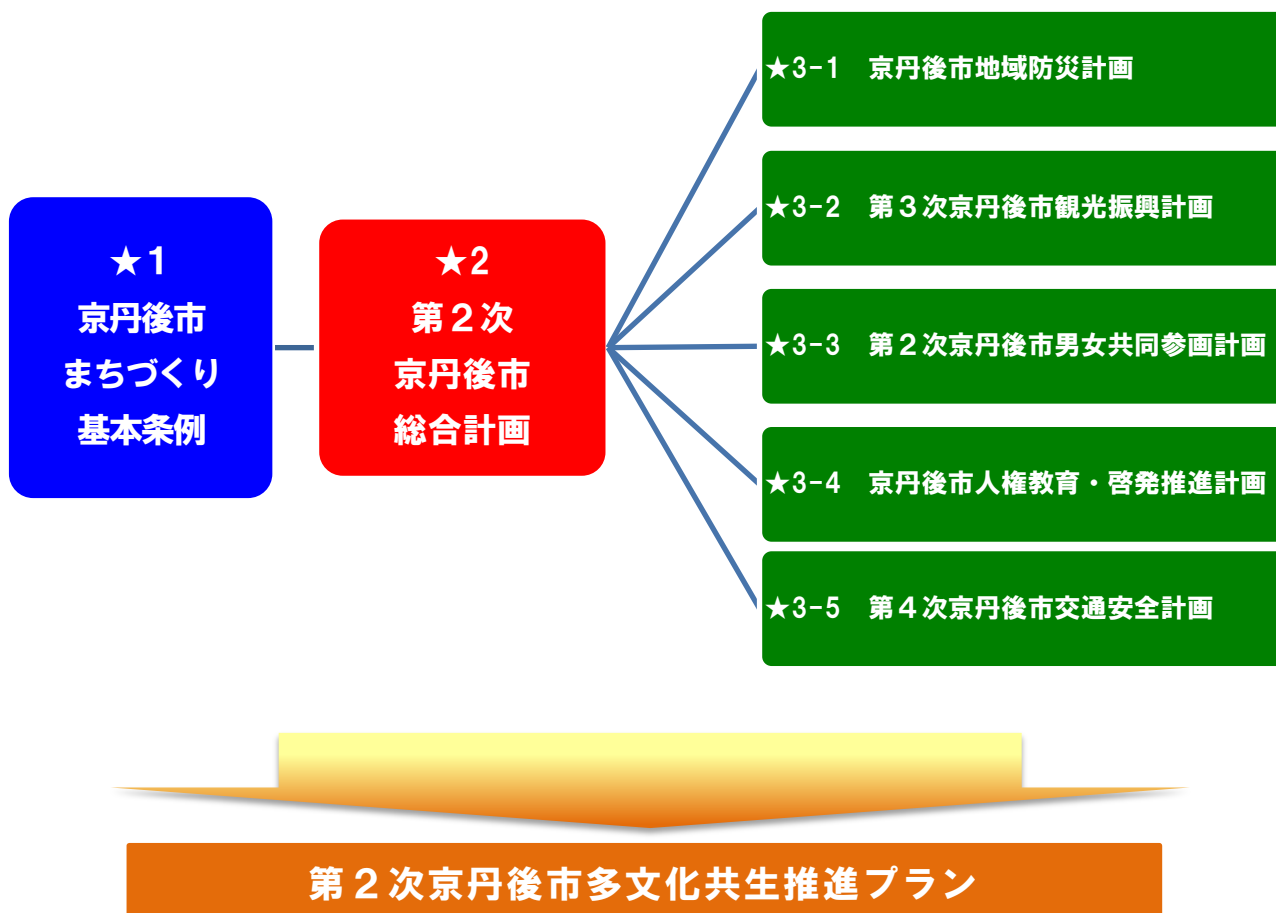
● 思いやる心を大切にプラン策定

京丹後市に暮らす人、京丹後市を訪れる人、一人ひとりが、国籍、民族、文化、言葉のちがいを持っています。様々な背景を持つ人々が、国籍や文化等のちがいを越え、ともに時間を過ごす仲間として“お互いを思いやる心”を大切に、まちづくりに参画できる多様な社会（多様性社会）の実現を目指し、多文化共生施策をより一層推進するため、「第 2 次京丹後市多文化共生推進プラン」（以下、「第 2 次プラン」という。）を策定することとします。

Ⅱ プラン策定の位置づけ

本市では、平成 29 年 3 月に「京丹後市まちづくり基本条例」に基づく「第 2 次京丹後市総合計画『基本計画』」を策定しました。

本プランは、同計画に定める「国際交流・多文化共生と広域連携の促進」を具体化し、推進するもので、他の関連個別計画との整合を図り、“分野別計画”に位置付けて策定するものです。このプランにより、総合計画の実行性をさらに高め、外国人を含めた“すべての市民が真に住みやすいまちづくり”を目指します。



★ 1 京丹後市まちづくり基本条例（平成 20 年策定）

（市政運営の基本）第 25 条第 1 項

市は、まちづくりに関する市民の自主的、自立的な活動を尊重するとともに、国籍、性別、年齢、社会・経済的環境等にかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡充に努めなければならない。

（連携及び交流）第 28 条第 2 項

市は国際交流を推進し、国際的な視野に立ったまちづくりの推進に努めるものとする。



★ 2 第 2 次京丹後市総合計画「基本計画」（平成 29 年策定）

施策 24 国際交流・多文化共生と広域連携の促進

（行政の主な取組）

1 国際交流の推進

2 多文化共生・国際化に対応したまちづくり

★ 3-1 京丹後市地域防災計画（平成 18 年策定、平成 23 年修正）

第 28 章 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

第 2 節 計画の内容

第 2 非常時における災害時要援護者優先ルールの促進

● 外国人対策の推進

- ・外国人向け防災パンフレットの作成
- ・外国人向け防災教育、防災訓練の実施
- ・通訳、翻訳ボランティアの事前登録
- ・外国人雇用者の多い企業・事業所等の連携・協力体制の確保

★ 3-2 第 3 次京丹後市観光振興計画（平成 30 年策定）

3 基本方針と基本戦略

<基本方針 3>外国人旅行客、宿泊客等の誘致を強化します

【基本戦略】

②海の京都 DMO、豊岡 DMO など広域連携によるインバウンドの取組を強化します。

③外国人旅行客を受け入れる態勢整備や観光関連事業者の機運醸成を推進します。

★ 3-3 第 2 次京丹後市男女共同参画計画（平成 28 年策定）

■基本方針■ 3 寄り添い支え合うまちづくり

(3) 高齢者・障害者・外国人の社会参画支援体制を充実します

(基本施策 28) 外国人が暮らしやすい環境づくりの推進

★ 3-4 京丹後市人権教育・啓発推進計画（平成 21 年策定）

第 3 章 人権問題の現状等

6 外国人

★ 3-5 第 4 次京丹後市交通安全計画（平成 29 年策定）

2 講じようとする施策

(2) 交通安全思想の普及徹底

ク 外国人に対する交通安全教育の推進

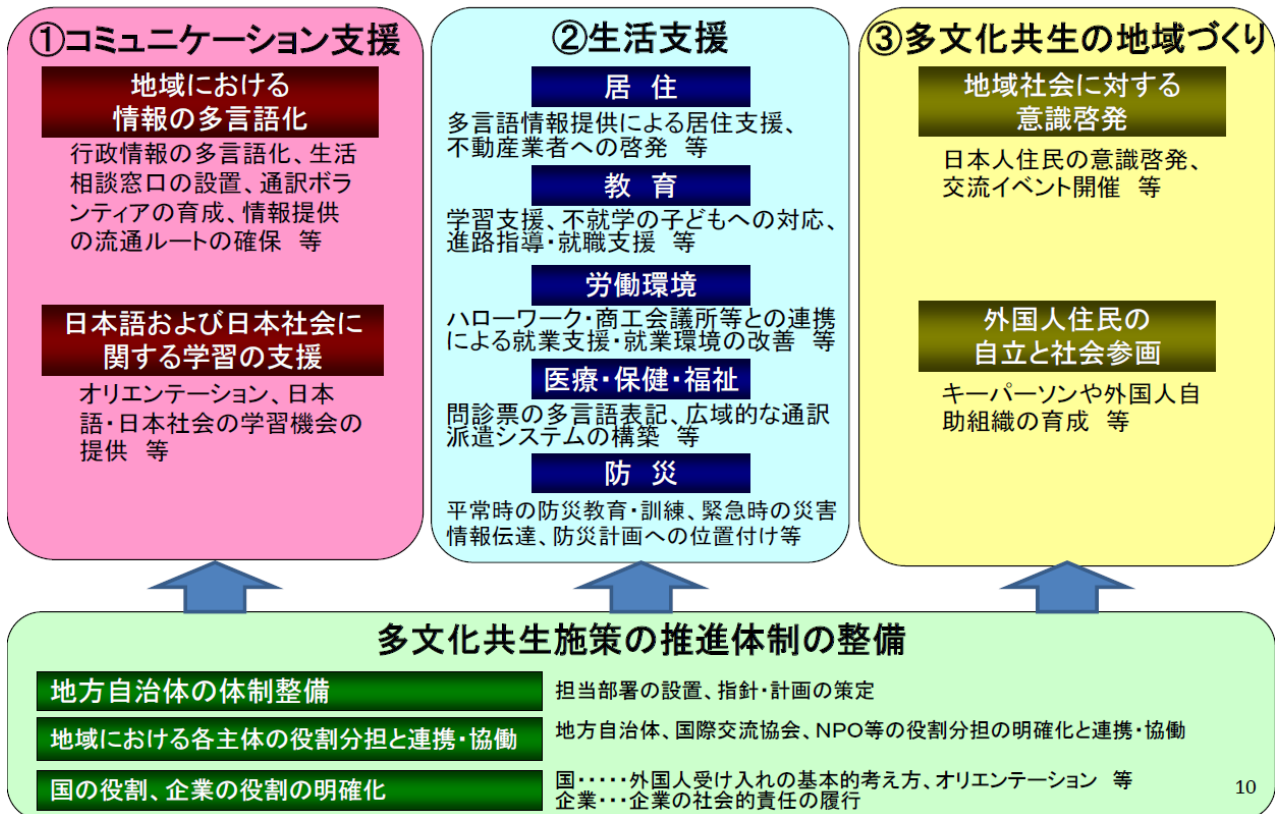
Ⅲ 多文化共生をめぐる国の動き

平成 29 年末の日本の在留外国人数は、256 万 1,848 人となり、前年に比べ、17 万 9,026 人（7.5%）増加し、過去最高となりました。

国も、多様な国籍・在留形態で暮らす外国人に対して、平成 17 年度から総務省が「多文化共生の推進」を掲げて施策を体系化した「地域における多文化共生推進プラン（*1）」を平成 18 年 3 月に発表しました。平成 18 年末には、内閣官房が「生活者としての外国人」に関する総合的対応策（*2）」を発表し、関係省庁と連携した取組みを進めています。

出典：総務省

「多文化共生の推進に関する研究会」報告書の概要(平成17年度)
⇒「地域における多文化共生推進プラン」(平成18年3月)



***1 地域における多文化共生推進プラン**

1) コミュニケーション支援

日本語習得支援や通訳・翻訳体制の整備により、日本語でのコミュニケーションができない住民への支援を行う。

2) 生活支援

医療や教育、労働、防災など多様な文化背景に配慮した固有の施策を行う。

3) 多文化共生の地域づくり

啓発イベントや外国人住民自身の地域社会への参画を通して、地域社会全体での多文化共生を目指そうとする意識を涵養する施策を行う。

4) 推進体制の整備

上記の施策を推進するための条例や計画、担当部署の設置や部署間の連絡会議を整備

***2 「生活者としての外国人」に関する総合的対応策**

1) 外国人が暮らしやすい地域社会づくり

- 日本語教育の充実 … 文部科学省・内閣府
- 行政・生活情報の多言語化 … 厚生労働省・外務省・法務省・内閣府・文部科学省・警察庁
- 地域における多文化共生の取組の促進 … 総務省・内閣府
- 防災ネットワークの構築 … 総務省・内閣府・外務省
- 防犯対策の充実 … 警察庁
- 住宅への入居支援 … 国土交通省
- 母国政府との連携、諸外国の情報の収集、普及 … 外務省

2) 外国人の子ども教育の充実

- 公立学校等における外国人児童生徒の教育の充実 … 文部科学省
- 就学の促進 … 法務省・文部科学省・警察庁
- 外国人学校の活用、母国政府との協力等 … 外務省・文部科学省

3) 外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等

- 社会保険の加入促進等 … 厚生労働省・外務省
- 就労の適正化のための事業主指導の強化 … 厚生労働省・経済産業省・内閣府
- 雇用の安定 … 厚生労働省

4) 外国人の在留管理制度の見直し等

- 外国人の在留状況等の正確な把握等 … 内閣官房・総務省・法務省・厚生労働省
- 在留期間更新等におけるインセンティブ … 法務省

出典：総務省

＜参考：日本政府の取組み＞

- 平成 21 年 1 月 経済危機（リーマンショック）を受け、内閣府に「定住外国人施策推進室」を設置。
- 平成 21 年 7 月 改正入管法および改正住民基本台帳法成立
- 平成 22 年 8 月 内閣府「日系定住外国人施策に関する基本方針」を公表。
- 平成 24 年 5 月 内閣官房「外国人との共生社会に向けた検討会議」設置。
- 平成 24 年 7 月 改正入管法および改正住民基本台帳法施行
 - ・外国人登録制度の廃止、住民基本台帳への登録、入管での在留管理の一元化
 - ・外国人も住民基本台帳法に基づく、住民登録＝世帯単位での現状把握可能に
- 平成 26 年 4 月 「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」を公表。
 - ・技能実習終了後さらに 2 年「特定活動」の資格で 2 年間就労可能とする
 - ・不足する建設労働者をカバーする目的で、平成 32 年までの時限措置。
- 平成 27 年 12 月 国家戦略特区で家事労働分野への外国人受入れを開始（大阪府・神奈川県）
- 平成 28 年 10 月 技能実習制度に「介護」を追加し、期間終了後も一定の条件で在留資格を認める改正入管法を国会で可決（施行は 1 年以内）
- 平成 29 年 3 月 総務省「多文化共生事例集（*3）」を公表

多文化共生事例集の作成

背景

平成18年3月：総務省において「地域における多文化共生推進プラン」(※)を策定し、地方自治体に通知
 (※)地方自治体において、多文化共生の推進に関する指針・計画を策定する際に参考となる考え方を整理したもの
 ⇒ 同プラン策定・通知から10年が経過し、外国人住民の多国籍化・高齢化など外国人を取り巻く状況も変化

優良な取組の全国的な普及・展開が必要

多文化共生事例集
 ↓
 多文化共生推進プランから10年
 ↓
 共に拓く地域の未来

(1) コミュニケーション支援(9事例)

① 多言語・「やさしい日本語」による情報提供(6事例)

- ・外国人からの119番通報時や、災害・救急現場における外国人との対応時に、民間の通訳を介した多言語対応を実施
- ・災害発生時に母国語を問わず広く情報を伝えることのできる、外国人にわかりやすい「やさしい日本語」の研究・公表 など

② 大人の日本語学習支援(3事例)

- ・地域生活に密着する「生きた日本語」の学習機会の提供
- ・地域の日本人住民が外国人住民の日本語学習を支援するボランティアとして参加し、住民同士の交流の場にもなっている日本語教室の運営 など

(2) 生活支援(28事例)

① 居住(2事例)

- ・多言語による相談が可能な不動産業者の紹介
- ・入居後のトラブル等に関する多言語での相談窓口の運営

② 教育(10事例)

- ・就学前の外国人の子どもを対象に初期の日本語指導及び学校生活指導を行う「プレスクール」の実施
- ・外国人の子どもの不学解消を図るための継続した実態調査や就学支援等の実施
- ・外国籍親子の放課後の居場所づくり など

③ 労働環境(4事例)

- ・日本に移住した外国人を親に持つ第2世代による第2世代のための就職支援
- ・介護職を希望する外国人に対する資格取得支援や就業支援 など

④ 医療・保健・福祉(6事例)

- ・外国人患者と医師との間の円滑な意思疎通のために派遣される医療通訳の仕組みづくり
- ・多様な出身国のスタッフによる外国人高齢者に対する介護・福祉サービスの提供 など

⑤ 防災(6事例)

- ・外国人住民が企画・運営する防災訓練の実施
- ・外国人住民の中心となって活動するとともに、日本人住民とのパイプ役を担う「外国人防災リーダー」の育成
- ・災害時における外国人支援サポーターの相互派遣 など

(3) 多文化共生の地域づくり(9事例)

① 地域社会における多文化共生の啓発(4事例)

- ・外国人住民を含む地域住民が農作業等を通じて交流を深めるガーデンの開設
- ・留学生やJETプログラム参加者などの外国人住民による地域の子どもたちへの異文化交流体験の提供 など

② 外国人住民の自立と社会参画(3事例)

- ・外国人住民が企画・運営する街歩きツアー等のイベントの実施 など

③ 多文化共生に関わる体制づくり(2事例)

- ・多文化共生担当部局に限らず幅広い分野の自治体職員等を対象とした多文化共生に関する研修の実施 など

(4) 地域活性化やグローバル化への貢献(6事例)

① 地域活性化への貢献(3事例)

- ・日本在住歴の長い外国人住民が、日本人には自国の文化を、外国人には日本の文化を伝えることを通じ、地域の国際化に貢献
- ・外国人の視点から見た地域の魅力をSNS等により発信 など

② グローバル化への貢献(3事例)

- ・外国人が発掘した新たなアウトドア観光メニューにより、通年観光が実現し、雇用機会の創出に貢献
- ・地域の留学生と企業をマッチングする会議の開催を通じ、地元企業の海外進出等に貢献 など

第2章 京丹後市の現状と課題・今後の展望

I 第1次プランの評価

平成27年3月に策定した第1次プランの下では、『国籍、民族、文化などのちがいを認め合い、ともに豊かに暮らせるまちへ』を基本理念として、4つの目標を掲げ、取組みを行ってきました。

目標I 安心して生活ができるまち

◆基本方針1 子育て・教育体制の充実

【主な取組み】

- 外国語版（英語・中国語・韓国語）母子健康手帳の交付や、外国語パンフレットによる予防接種の案内などにより、多言語化による情報提供に努めました。
- 保育所、幼稚園の入所申込書、入所決定通知書、一時預かり事業の申込書等を多言語化し、外国人市民に分かりやすくなるように配慮しました。
- 網野幼稚園や大宮南保育所に通う外国籍の子どもに対して、言葉の支援を行うため、英語が堪能な臨時保育士各1人を配置しました。
- 外国人市民から家庭子ども相談室に寄せられる相談など、必要に応じて通訳の援助を受け、相談対応しました。
- 子どもの学習支援事業で外国にルーツのある子ども（4世帯10人）に訪問支援を実施しました。

【課題】

- 外国にルーツのある子ども達への言葉の支援を行うため、多言語に対応できるスクールサポーターを確保することや、英語等外国語が堪能な保育士、幼稚園教諭及び臨時職員を確保することです。また、園からのお知らせを外国語訳するなど、外国にルーツのある子どもや保護者に理解しやすく情報を届けることです。
- 妊娠、出産、子育てに関して、適切な情報提供や多言語環境を整備することです。
- 保育所、学校などと相互に意思疎通を図る仲介支援が必要なことです。

◆基本方針2 就労環境の整備、新たな担い手の育成

【主な取組み】

- 様々な生活や就労に関する相談を幅広く受け入れ、問題解決を図る支援を実施しました。また、必要に応じて企業からの相談に応じました。
- 外国人市民に対し、寄り添い支援総合サポートセンターで職業紹介を行う文書を郵送しました。
- 技能実習生に日本語教室への参加を促しました。
- 外国人市民も対象とした就職面接会や求人等就職情報の提供、スキルアップ講座などを行いました。

【課題】

- 事業所の人材不足が深刻な課題となっている中、新たな担い手として外国籍の方の雇用にも目が向けられ始めていますが、具体的な手続きなどが分からない事業者も多く、人材確保が進んでいないことです。
- ハローワークで、相談者の状況に応じて企業とのマッチングを行うことです。

◆基本方針3 健康で安心して暮らせる環境づくり

【主な取組み】

- 外国人市民が、不安なく総合検診を受診できるようにするため、検診案内や問診票などを多言語化しました。
- 生活ガイドブック（公共交通、救急車利用など）の多言語化やゴミの出し方など暮らしに関する説明を行いました。

【課題】

- 医療、保健、福祉分野のサービスに関して、多言語での情報を提供することです。
- 日本語によるコミュニケーションが困難な方からの緊急通報に対応できるようにすることです。

- 「ごみ分別カレンダー」など暮らしに関する情報を多言語化することです。
- 外国人市民だけでなく、すべての京丹後市民が健康に暮らせるよう、健康づくり事業に積極的に参加してもらうことです。

◆基本方針4 災害に対する備えと安心安全な生活環境の整備

【主な取組み】

- 平成28年8月に京丹後市国際交流協会と「災害時における外国人支援に関する協定」を締結しました。災害時は、京丹後市国際交流協会において、多言語での情報提供及び外国人支援のための包括的な活動拠点となる「京丹後市災害時多言語情報センター」を設置し、外国人に対する災害応急対策を実施しました。また、京丹後市防災訓練において「災害時多言語情報センター」を設置し、運営訓練を行いました。
- 災害時の避難場所一覧を多言語化し、市ホームページに掲載しました。
- 警察と協力し、外国人（米軍等）への運転技術講習会を実施しました。

【課題】

- 本市で生活するうえでの課題や困りごと（大雪時、災害時、交通事故時等）に対応できるように、多言語による生活支援ガイドを作成することです。
- 地域において、外国人市民も参加できる防災訓練を計画し、参加を促すことです。
- 関係団体との連携を図り、外国人市民への防災教育を充実させることです。

目標Ⅱ 言葉の壁を乗り越えるまち

◆基本方針5 日本語教育の充実

【主な取組み】

- 米軍関係者への日本語教室を開催しました。また、個々の受講者のレベルや状況等に応じ、個別に日本語教室を開催しました。
- 日本語指導が必要な児童生徒に対し職員を配置（中学校1人配置）しました。
- 日本語教室の運営のため、講師を招き日本語ボランティアのスキルアップ研修を実施しました。
- 日本語教室運営のため、他団体と情報共有・連携等を実施しました。（京都にほんご RINGS に加盟）
- 府国際センターをはじめとした国際関係団体と連携・協力を行いました。

【課題】

- 外国にルーツのある子ども達への安定した教育を保障するため、多言語に対応できるスクールサポーターを確保することです。
- 日本語指導ボランティアの育成を図るとともに、日本語上級レベルの外国人市民を指導者として育成することです。

◆基本方針6 多言語での情報提供・相談体制の充実

【主な取組み】

- ホームページ自動翻訳サービス（英・中・韓）を利用し、多言語化による情報提供を行いました。また、市広報紙の英語版を作成しホームページに掲載しました。
- 市ホームページに「多文化共生ページ」（日・英語版）を設置し、外国人市民の支援として、鉄道・バスの乗り方や地図、日本語教室の開催案内などを掲載しました。
- ケーブルテレビにおいて、国際交流協会の行事など英語を交えたニュースを放送しました。
- 国際交流員がラジオ（FM たんご）出演し、京丹後での出来事の紹介や、英会話教室などを行いました。
- 英語表記のある観光サインを設置しました。

【課題】

- 英語表記の観光サインを増やすなど、外国人が訪れやすい環境を整備し、外国人の宿泊客を増やすことです。
- 外国人市民が生活する中で、困ったときに孤立せず、相談できる人や場所を確保することです。
- ホームページの自動翻訳の誤訳について、修正対応が困難なことです。また、タガログ語とベトナム語の自動翻訳が無いことです。

◆基本方針7 外国語の学習機会の充実

【主な取組み】

- 英語、中国語、韓国語の外国語講座を開催しました。
- 英語上級者向けに「英語でしゃべらナイト」を開催しました。
- 商工会、観光協会、おかみさんの会などにより「おもてなし英語講座」を開催されました。
- 中国語、韓国語、英語の言語ごとに語学講座番組を放送しました。

【課題】

- 外国人観光客の受入態勢の整備及び関係事業者の機運醸成が不十分となっていることです。
- 市民が身に付けた語学力を実践できる機会が少ないことです。

目標Ⅲ フレンドシップを育むまち

◆基本方針8 地域社会に対する意識啓発

【主な取組み】

- 講演会、啓発イベント、街頭啓発等を実施しました。
- 男女共同参画セミナー、国際理解教室、「ザイラーピアノデュオ講演会&演奏会」を実施しました。
- 高齢者大学において、諸外国と日本の違いを観点とした国際理解教室を実施しました。
- 諸外国の文化を理解し尊重する態度や異なる文化を持った人々と共に生きていく資質や能力を育成するため、全小中学校において国際理解教室を実施しました。また、こども園においても国際理解教室を実施しました。
- 教職員に対する多文化共生への意識啓発、理解促進を図るため、小中学校において、外国人保護者・児童への対応、支援等について研修を行いました。

【課題】

- 講演会、男女共同参画セミナーに多様な人が参加し、人権についての学びを深めることです。
- 講演会等に誰もが参加しやすい環境（保育ルーム、要約筆記、通訳等）を整えることです。
- 小中学校の国際理解教室等の充実を図ることです。

◆基本方針9 外国人市民の自立と社会参画

【主な取組み】

- 民間主催の日本文化体験イベントのチラシを英語で作成し、外国人市民への情報提供を行いました。
- 地域で活躍する外国人市民を紹介するため、「広報きょうたんご」で、国際交流員やALTを紹介しました。
- 文化・スポーツ等に外国人が参加しやすくするため、京丹後市国際交流協会とも連携を図り、丹後100kmウルトラマラソンにおいて、通訳を配置しました。

【課題】

- 外国人市民に対し、地域活動への参加を促し、担い手として活躍してもらうことです。
- 丹後100kmウルトラマラソンに限らず、市内の各種イベントにおいて、外国人市民がイベントに参画しやすいよう、通訳等の人材を確保していくことです。

目標Ⅳ 国際色豊かでにぎわうまち

◆基本方針10 京丹後市の魅力発信

【主な取組み】

- 市内宿泊施設が行うサインやパンフレットの多言語化等に対し、経費の一部を助成しました。
- 英語表記のある観光サインを設置しました。
- 京丹後市の外国語版観光パンフレットを作成、配布しました。（英語版、中国語繁体版、中国語簡体版、韓国語版）
- 英語版スマホ用アプリを利用し、京丹後市観光情報を発信しました。
- 京丹後市観光協会のホームページでは4か国語（英語、中国語繁体字、中国語簡体字、韓国語）、フェイスブックでは英語版「Visit Kyotango」で京丹後市の観光情報を発信しました。
- 外国人市民による海外への情報発信を行うため、国際交流協会と連携し、外国人に市の情報をフェイスブック（Visit Kyotango）等で発信する検討を行いました。

- ケーブルテレビで高校生による市内の名所・史跡・食などのプレゼンテーションを含む番組を放送しました。
- インバウンド教育旅行の誘致及び受入態勢整備に取り組むとともに、関係団体が催行するファミリートリップや商談会の受け入れも積極的に行いました。
- 訪日外国人及び外国人市民の方に安心して観光していただくため、通訳や案内を行うボランティアガイドの会の設立を目指し取り組みました。
- 「外国人観光客おもてなしマニュアル」を旅館等に配布しました。

【課題】

- 訪日外国人及び外国人市民の方に安心して観光していただくため、ガイドの育成に取り組んでいるものの、多言語対応できるガイドが少ないことです。
- インバウンドの取り組みをさらに進めることです。

◆**基本方針 1 1 交流人口の増加**

【主な取り組み】

- 外国人市民との交流パーティー、料理教室などのイベントにより、市民同士の交流を行いました。
- 京都市内の大学に通う留学生を本市でホームステイ受け入れ、交流を図りました。
- 本市の中学生をニュージーランドのニュープリマス市の中学校に派遣し、グローバル人材の育成を図りました。
- 東京オリンピック、パラリンピックのホストタウン事業として、韓国のカヌー連盟の選手や役員、オーストラリアのジュニアチームが本市を訪れ、歓迎式典のほか、久美浜高校との交流、日本の文化体験を実施しました。

【課題】

- 2020年東京オリンピック・パラリンピックホストタウン事業及び2021年関西ワールドマスターズゲーム施設整備が必要なことです。

◆**基本方針 1 2 他地域・他団体との連携・協力**

【主な取り組み】

- 一般財団法人自治体国際化協会（総務省、外務省、文科省が協力）や京都府、他の自治体等との連携、情報交換を随時実施しました。
- 市国際交流協会等との連絡を密に図り、国際交流、多文化共生事業を推進しました。
- 他地域の国際交流関係団体と必要に応じて防災、日本語指導、地域交流、就職支援等に関する活動を実施しました。
- 市国際交流協会に補助金を交付するなどして、協会の機能充実、活動を支援しました。

【課題】

- 国際交流協会の事務局体制を支援し、協会の活動や他地域との連携等を継続して行うことです。



Ⅱ 京丹後市の現状

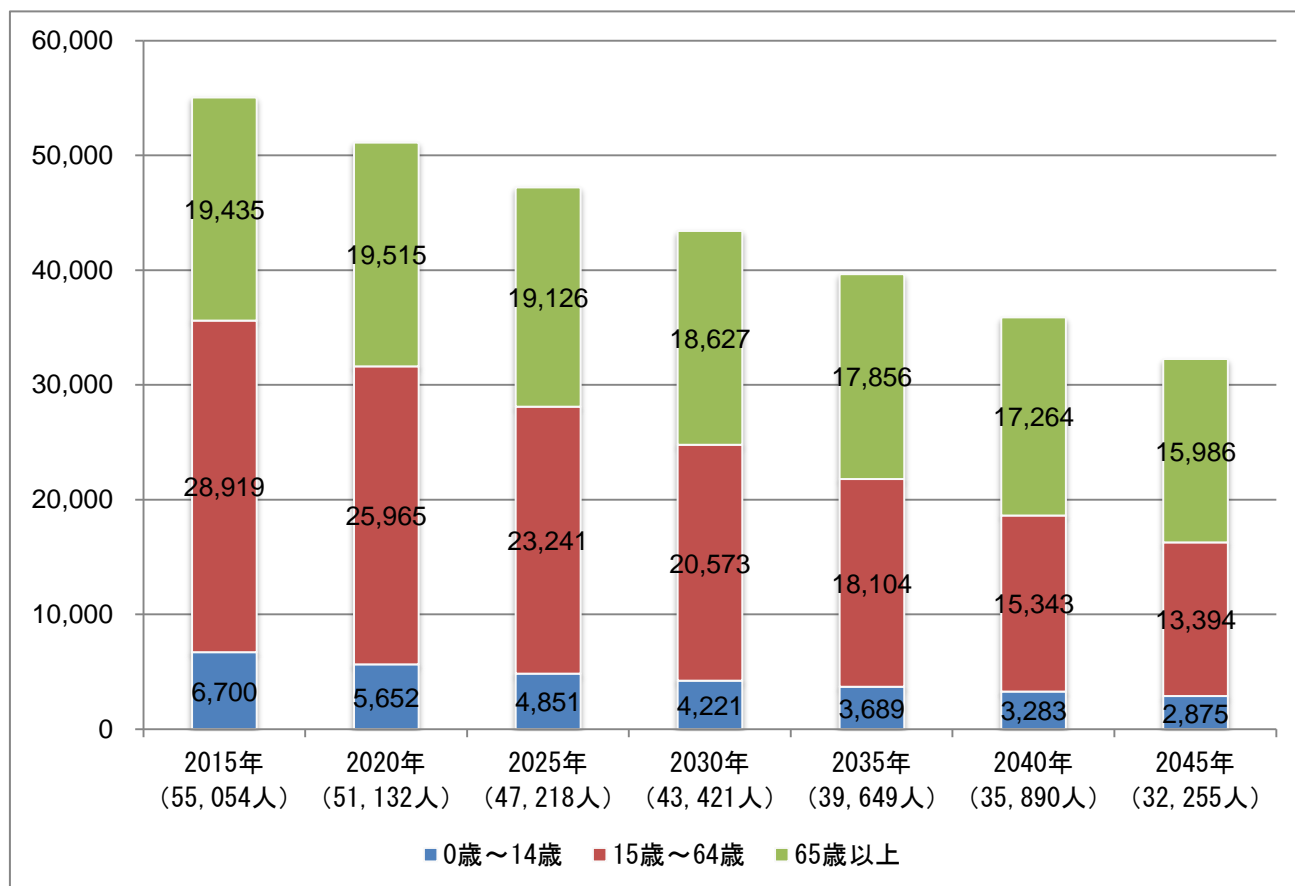
1 人口減少と少子高齢化

● 生産年齢人口が大幅に減少

本市の住民基本台帳人口は、合併当時の約6万6千人から、平成29年12月末現在には約5万6千人（外国人市民を含む：住民基本台帳人口）に減少しています。

今後も、人口減少と少子高齢化が進むことが予想され、このまま人口が減り続けると、生産年齢人口が減少し、深刻な担い手不足に直面することになります。

京丹後市の人口推移と推計人口



出典：国立社会保障・人口問題研究所
（平成30年（2018年）3月推計）

2 約 560 人の外国人が生活

● ベトナム籍の外国人市民が大幅に増加

本市の在留外国人数は、平成 21 年から平成 26 年には約 350 人程度で推移していましたが、平成 29 年に入り 400 人を超えました。

国籍別にみると、ベトナム籍の在留外国人数が、平成 26 年の 10 人から平成 29 年には 130 人となり、フィリピン籍にかわって一番多い国籍となりました。中国籍と韓国・朝鮮籍のオールドカマー（*1）は高齢化に伴い、減少傾向となっています。

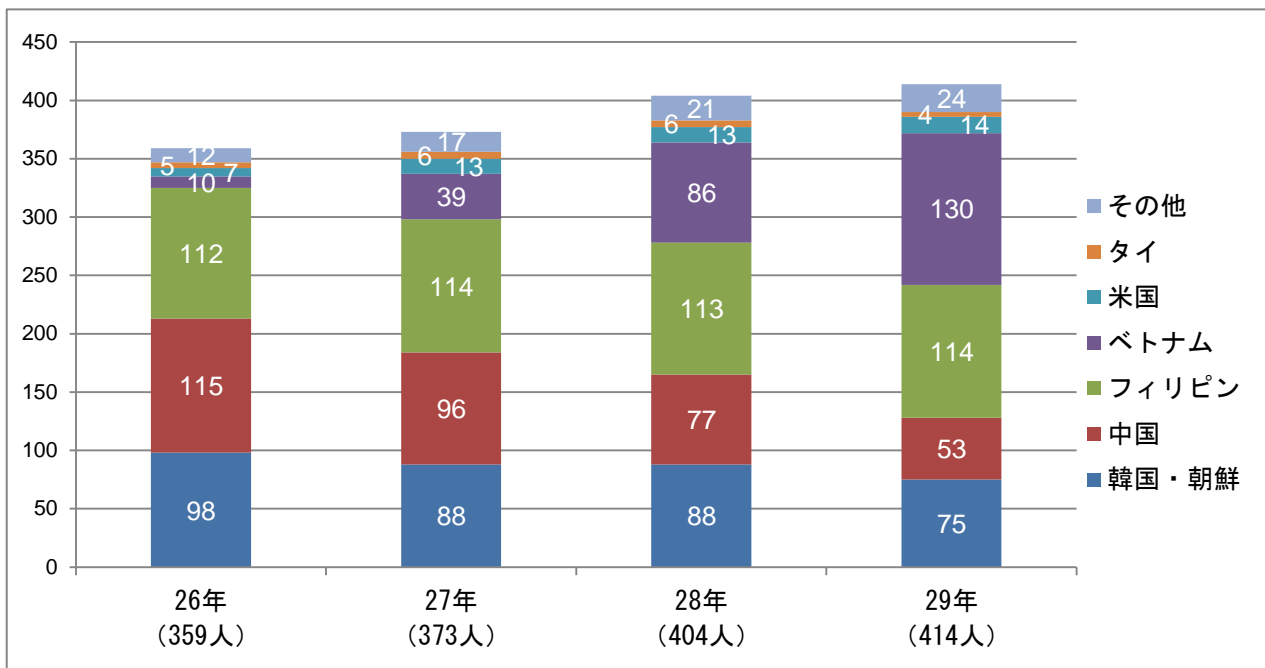
また、平成 26 年 12 月から住民基本台帳（*2）に登録されていない米陸軍関係者（*3）約 160 人が居住していることから、市内で生活する外国人は約 560 人にのぼっています。

***1 オールドカマー：**第二次世界大戦以前から日本で住んでいた、朝鮮半島出身の人とその子孫中国・台湾からの華僑とその子孫といった、いわゆる「特別永住者」

***2 住民基本台帳制度：**日本に入学・在留する外国人が年々増加していることなどを背景に、市町村が日本人と同様に、外国人住民に対し基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度の必要性から、平成 24 年 7 月 9 日から施行されました。これにより、法改正前まで、住民基本台帳法と外国人登録法の 2 つの制度で把握していた複数国籍世帯（外国人と日本人で構成する一つの世帯）について、より正確な世帯構成を把握することが可能になるとともに、世帯全員が記載された住民票の写し等が発行できるようになった。

***3 米陸軍関係者：**平成 26 年 10 月から、経ヶ岬に「アメリカ陸軍第 94 防空ミサイル防衛隊コマンド第 14 ミサイル防衛中隊」が配置され、米陸軍人のほか、「TYP-2-レーダー」運用に係る軍属が市内に居住。

外国籍別在留外国人数の推移



（平成 29 年 12 月末現在）

* その他の国籍（24 人）【平成 29 年 12 月末現在】

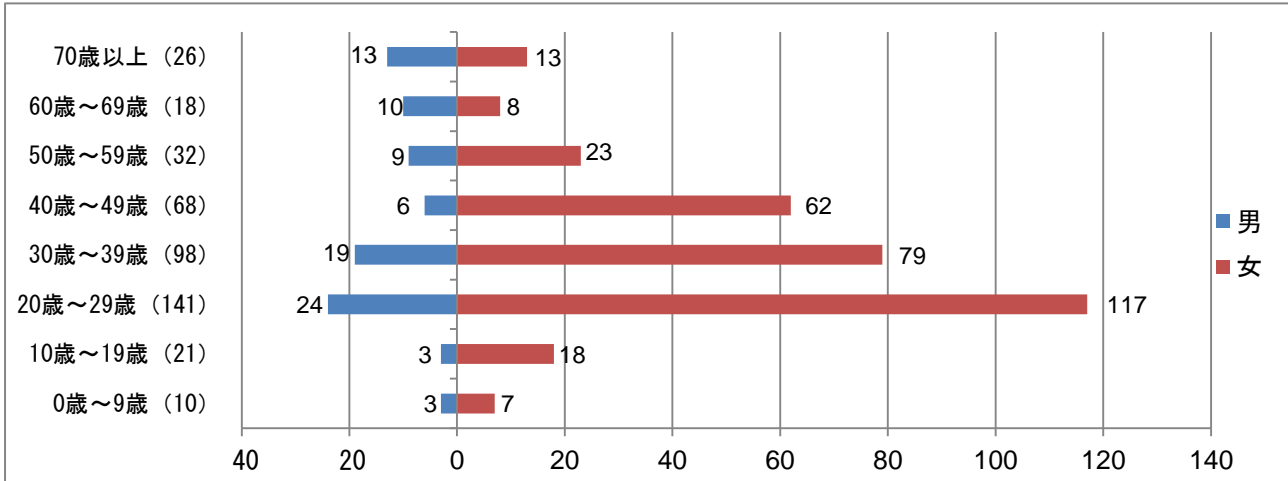
アイルランド（1）・インド（1）・インドネシア（5）・オーストラリア（3）・カナダ（3）・ニュージーランド（2）・ネパール（5）・パラグアイ（2）・フランス（1）・マレーシア（1）

● 若い世代を中心に増加傾向

在留外国人を年代・男女別でみた場合、20代の女性が最も多く（117人）、3年前と比較し20代の男女が大幅に増加（34人増）するとともに、0才から9才と30代で増加し、60才以上で減少しています。60代を除くどの年代でも女性の方が多いたことがわかります。

在留外国人の年齢

（平成29年12月末時点）



* 米軍関係者は除く

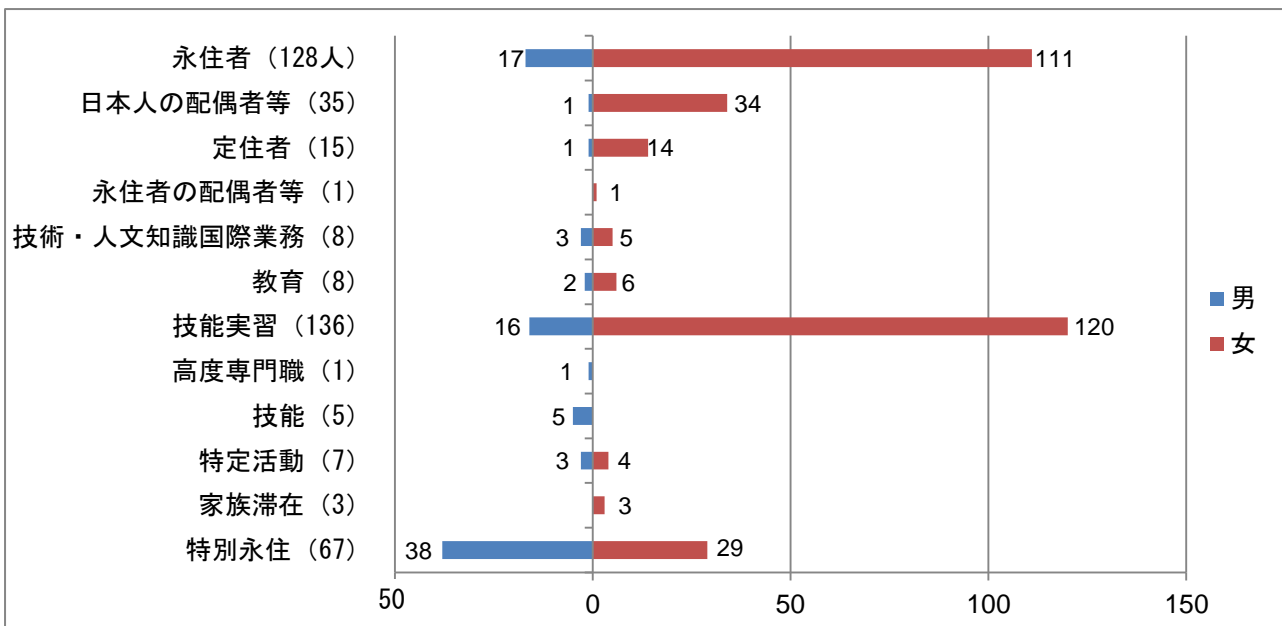
● 日本に生活の拠点を置く人が増加

在留資格別では、平成26年には106人であった「永住者」が128人に増加し、80人であった「技能実習」が136人と短期に仕事で在留する外国人が大幅に増加しています。この増加については、本市だけでなく全国的にも同じ傾向となっています。また、「特別永住者」については、高齢化にともない、減少傾向となっています。

日本での活動（就業等）に制限のない在留資格（永住者、定住者等）を持つ外国人の方が全体の半数以上を占めていることについては、3年前と同様であり、仕事や日常生活などで地域と関わる機会のある外国人が多いことが分かります。

在留外国人の在留資格

（平成29年12月末時点）



* 米軍関係者を除く

Ⅲ アンケート調査結果からみる住民意識

本市では、誰もが住みやすい「多文化共生のまちづくり」を推進する上での現状と課題を把握するための基礎資料として、市民（外国人及び日本人）を対象に前回（第1次プラン策定時の平成26年）に引き続き2回目となるアンケート調査を実施しました。調査の概要は、以下のとおりです。

1 外国人市民アンケート

(1) 外国人市民アンケート調査の概要

- ◆ 調査対象：外国人市民（268人）及び米軍関係者（160人）
 - ・住民基本台帳に登録されている16歳以上（平成29年7月1日時点）の外国人市民（*特別永住者を除く）
 - ・米陸軍経ヶ岬通信所に勤務する米軍関係者
- ◆ 調査期間：平成29年8月23日～平成29年10月11日
- ◆ 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法及び個別ヒアリング
- ◆ 回答者数：177人（41.3%）
- ◆ 使用言語：やさしい日本語・英語・中国語・タガログ語・ベトナム語
- ◆ その他：複数回答設問の集計は、当該設問に回答すべき人数を集計母数として各選択肢の回答比率を求めているため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。
今回は、米陸軍経ヶ岬通信所関係者にもアンケートを実施。

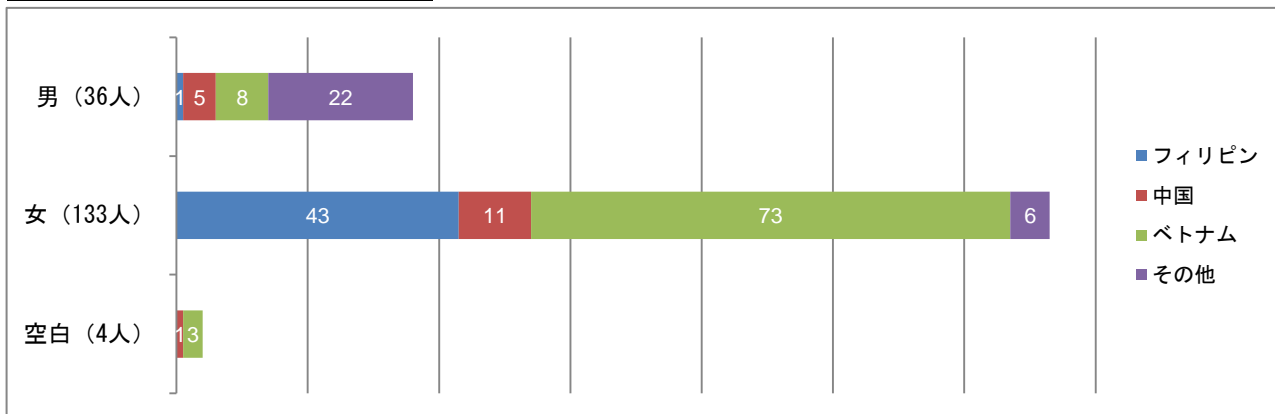
(2) 外国人市民アンケート調査の結果

① 基本情報（回答者の半数が30歳以下）

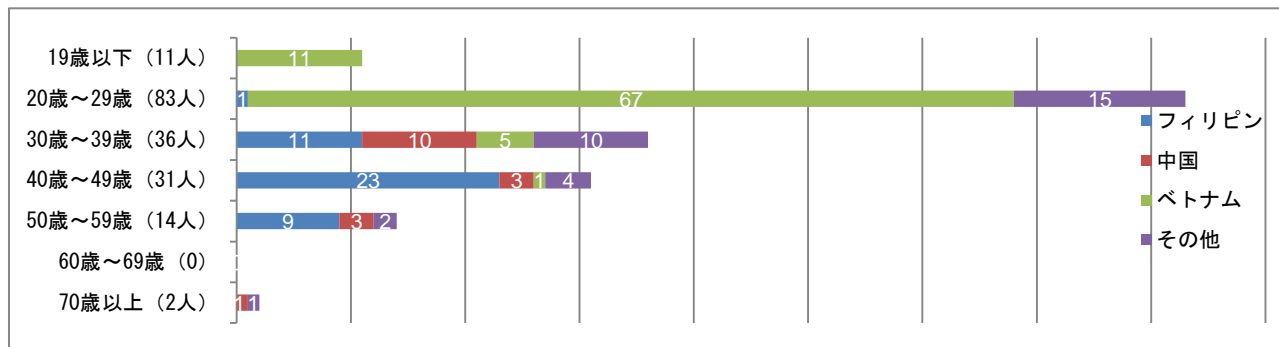
外国人市民アンケート調査は、回答者のうち75%（133人）が女性で、年代別では16歳から29歳が53.1%（94人）と若い人が半数を占めています。

国籍別では、ベトナム出身は47.4%（84人）が回答。次にフィリピン出身24.8%（44人）の回答がありました。その他の国籍では、アメリカ11.2%（20人）、インドネシア4人、ネパール3人、タイ2人、マレーシア、韓国、オーストラリア各1人が回答。

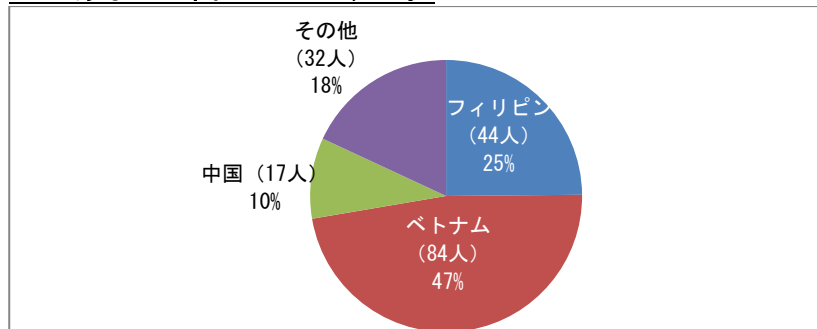
Q1 あなたの性別は何ですか。



Q2 あなたは何歳ですか。



Q3 あなたの国はどこですか。

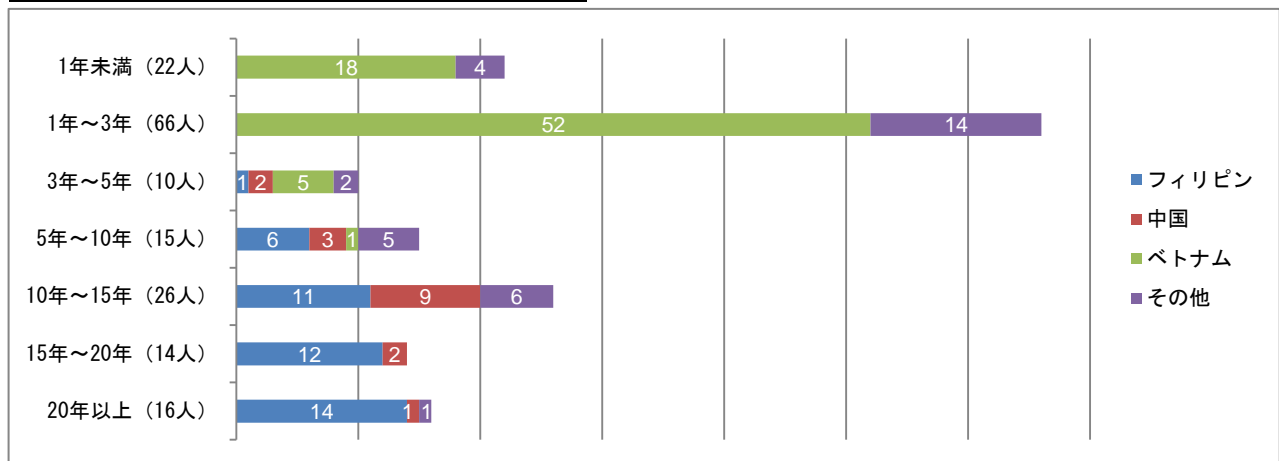


② 約8割の人が「これからも京丹後市に住む」

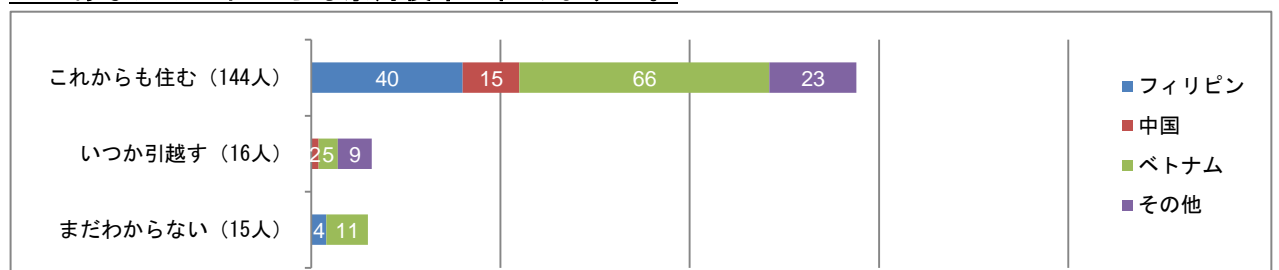
日本での居住年数は、国籍別、在留資格別で回答が分かれています。前回のアンケートと同様に、5年から20年以上日本に住んでいる人は42%（71人）で、82.3%の人が「これからも京丹後市に住む」と回答しています。

「誰と住んでいますか」という質問では、国籍別にはベトナム出身者の95%が「仕事の仲間と住んでいる」と回答し、フィリピン出身者の88%は「日本人の家族と住んでいる」という回答。

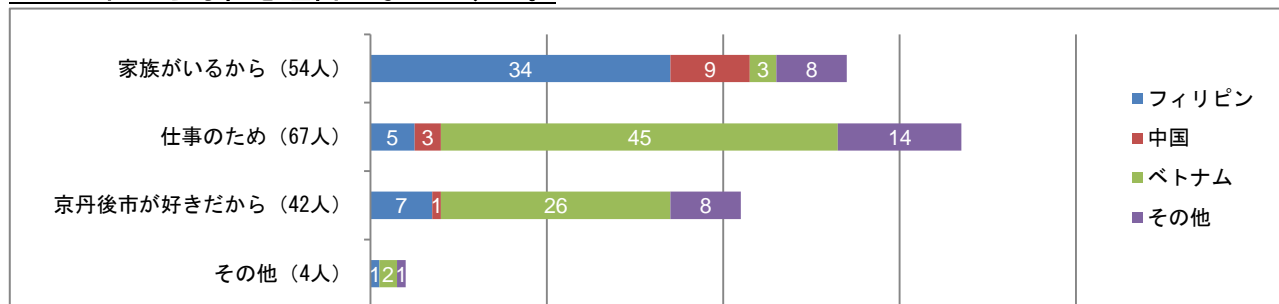
Q4 あなたは日本に何年住んでいますか。



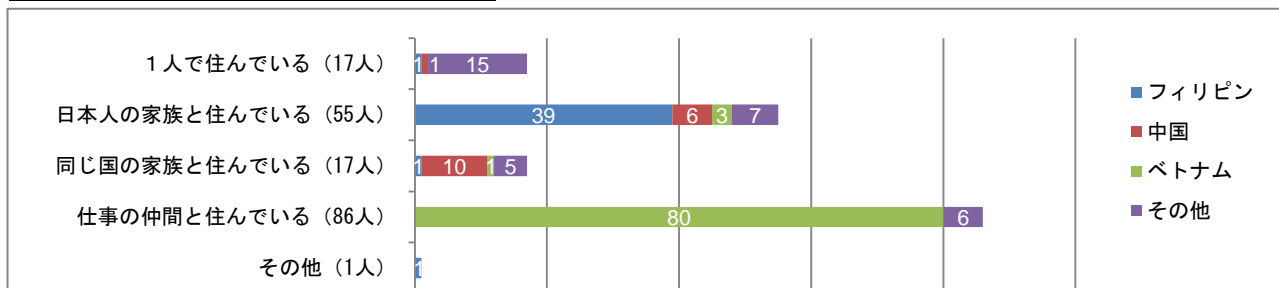
Q5 あなたはこれからも京丹後市に住みますか。



Q6 これからも住む理由はなんですか。



Q7 あなたは誰と住んでいますか。



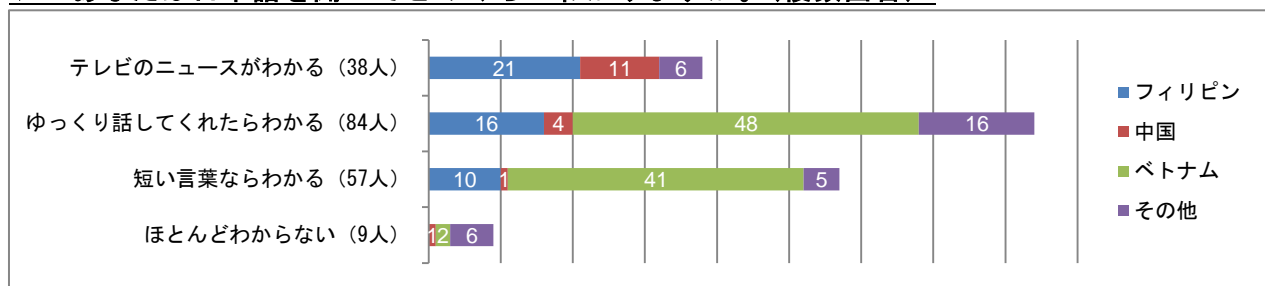
③ 約5割の人が「日本語（漢字）を読み書きできる」

前回のアンケートでも約9割の人が「日本語を聞いたり、話したりできる」という回答で、今回も「自分の考えを話せる」30.5% (54人)「簡単な話ができる」が51.4% (91人)、「テレビのニュースがわかる」21.4% (38人)「ゆっくり話してくれたらわかる」47.4% (84人)と、話す、聞くことができる人が多い。

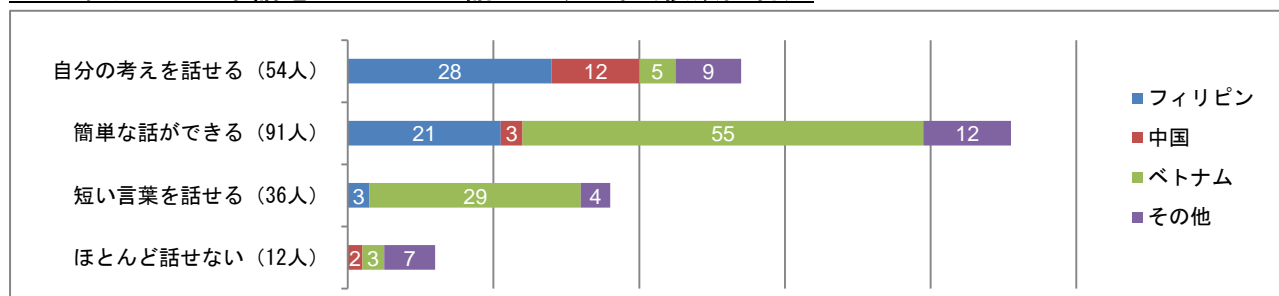
「読み」「書き」について、できないと回答した人は、どちらもできないという結果になっている。

日本語ができないという回答者の多くがスマートフォンなどのアプリを活用していることがわかった。

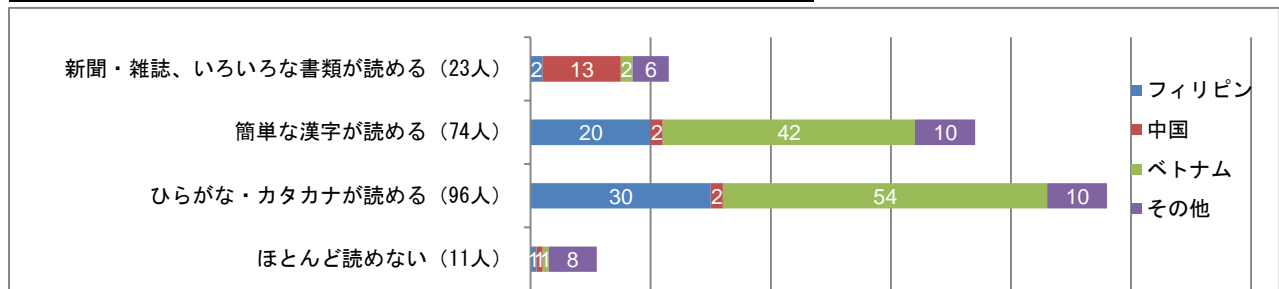
Q8 あなたは日本語を聞いてどのくらいわかりますか。(複数回答)



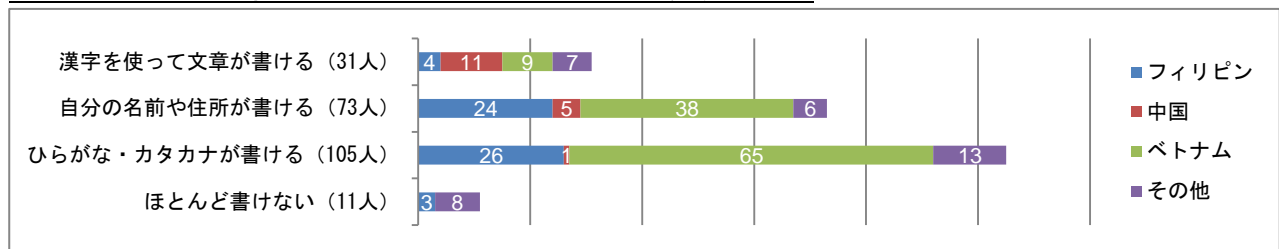
Q9 あなたは日本語をどのくらい話せますか。(複数回答)



Q10 あなたは日本語をどのくらい読めますか。(複数回答)



Q11 あなたは日本語をどのくらい書けますか。(複数回答)



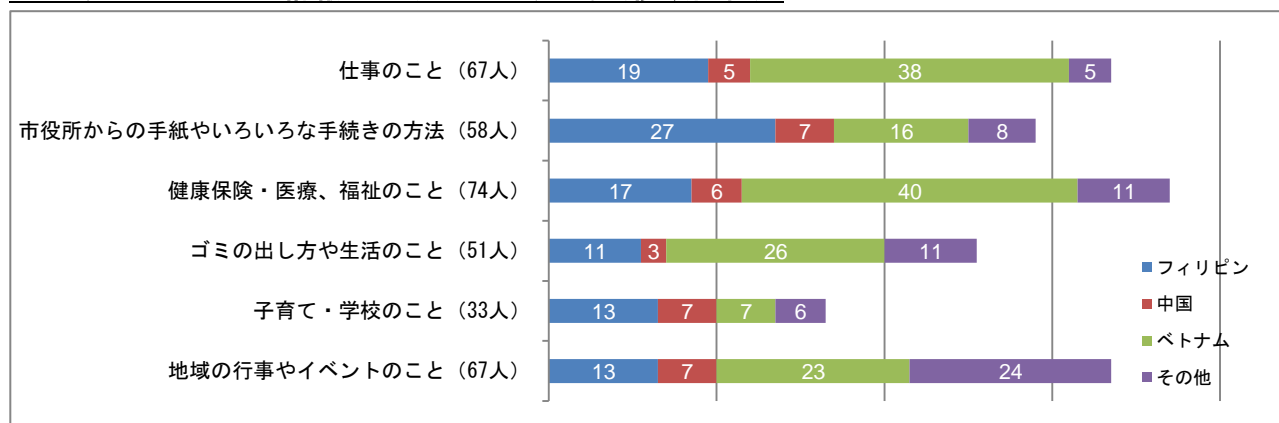
④ 日本人から情報得る人が増加

知りたい情報として最も多かったのは「健康保険・医療、福祉のこと」で、前回アンケートでは 47.9% (34 人)、今回も 41.8% (74 人) となり、次いで「仕事のこと」が 37.9% (67 人)、「地域の行事やイベントのこと」が 37.9% (67 人) となっています。また、「仕事のこと」については、就業に関する情報が欲しいというコメントが多くありました。

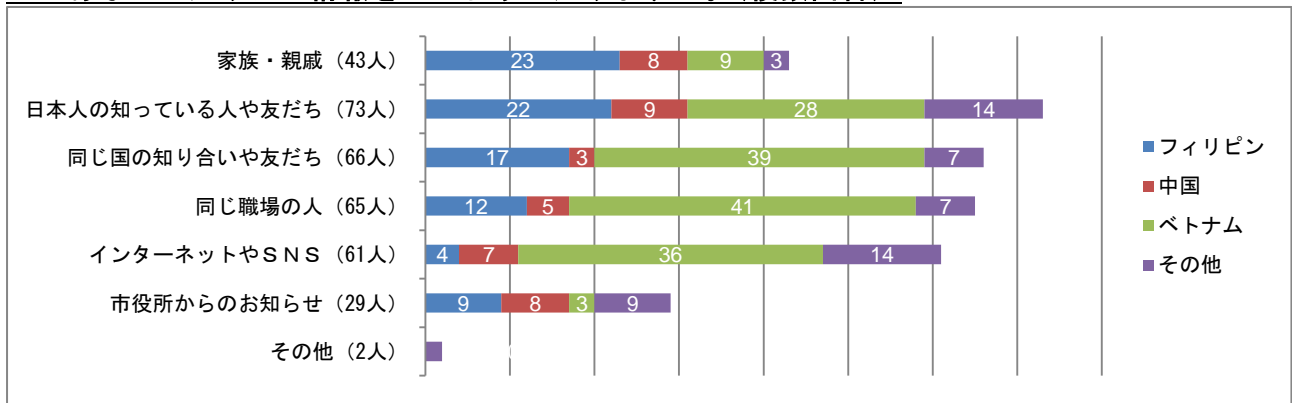
知りたい情報の入手先で一番多かったは、前は「家族・親戚」で 57.7% (41 人)、今回は「日本人の知っている人や友だち」で 41.2% (73 人) となり、日本人と関わりを持つ人が増加していることが分かります。

市役所や地区からのお知らせは、「届いている」が 62.7% (111 人) で、「届いているが自分は見ない」というコメントも多くありました。

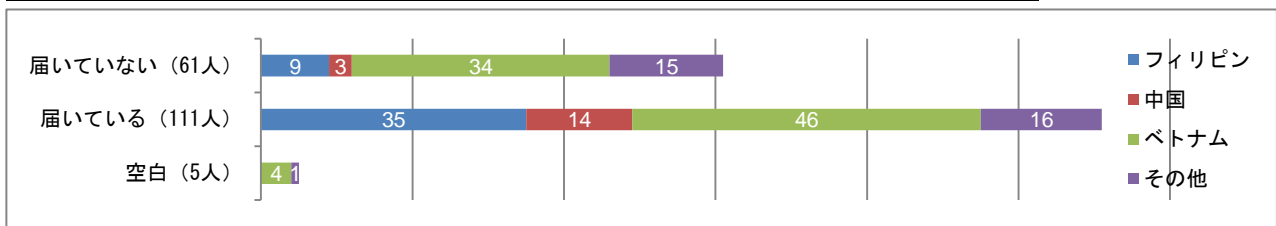
Q12 あなたはどんな情報が知りたいですか。(複数回答)



Q13 あなたは知りたい情報をどのように知りますか。(複数回答)



Q14 あなたは京丹後市役所や住んでいる地区からのお知らせが届きますか。



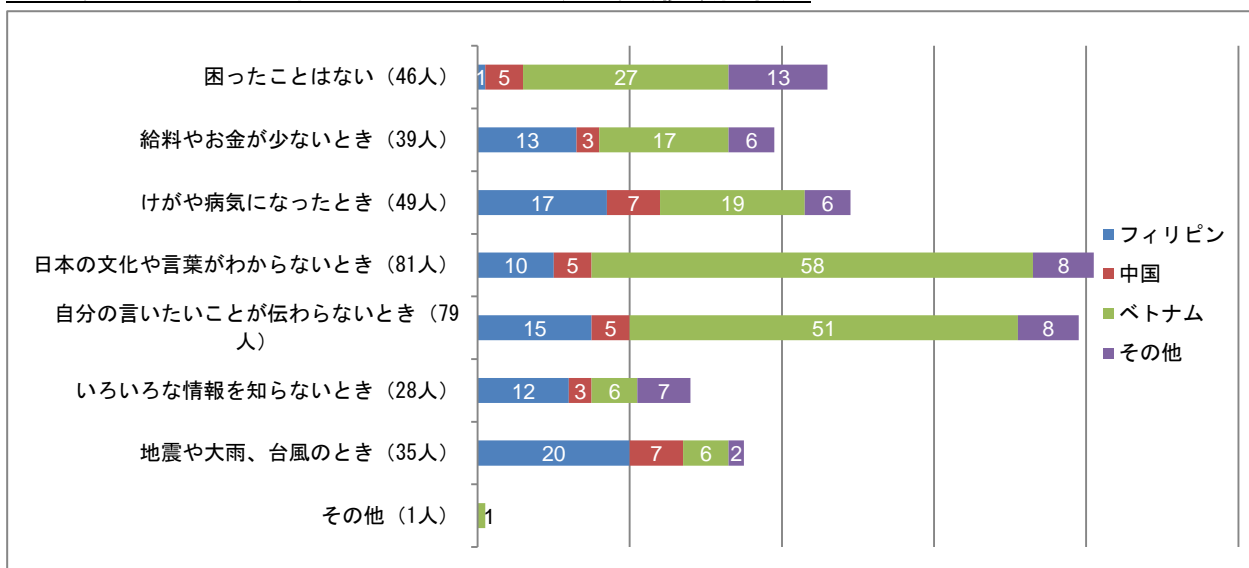
⑤ 困ったと感じる時は「言葉の壁」にぶつかる時

「どんな時に困ったと感じるか」については、「日本の文化や言葉がわからないとき」が 45.8% (81 人)、「言いたいことが伝わらないとき」が 44.6% (79 人) と、言葉の壁で困る回答が多くなっています。

「困ったときに誰に相談するか」については、「家族・親戚」が 48.6% (86 人)、「職場の人」が 37.3% (66 人) となっています。

「外国人として嫌な思いをしたことがあるか」との問いには、「ある」「ない」とも 48.6% (86 人) となっています。市内店舗で買い物をする際や職場でも差別的な態度を受けたというコメントがありました。

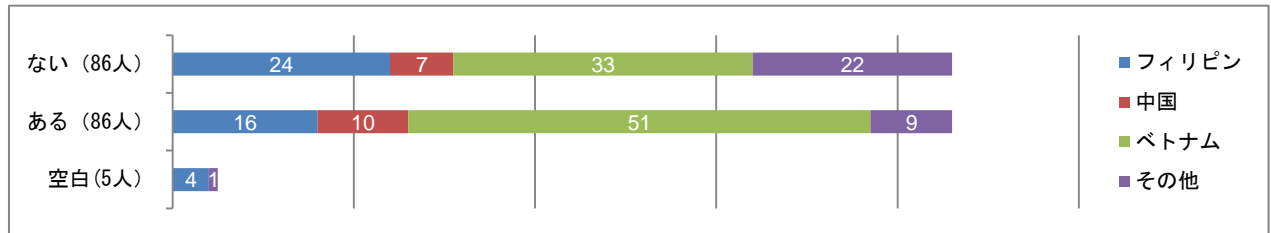
Q15 あなたはどんな時に困ったと感じますか。(複数回答)



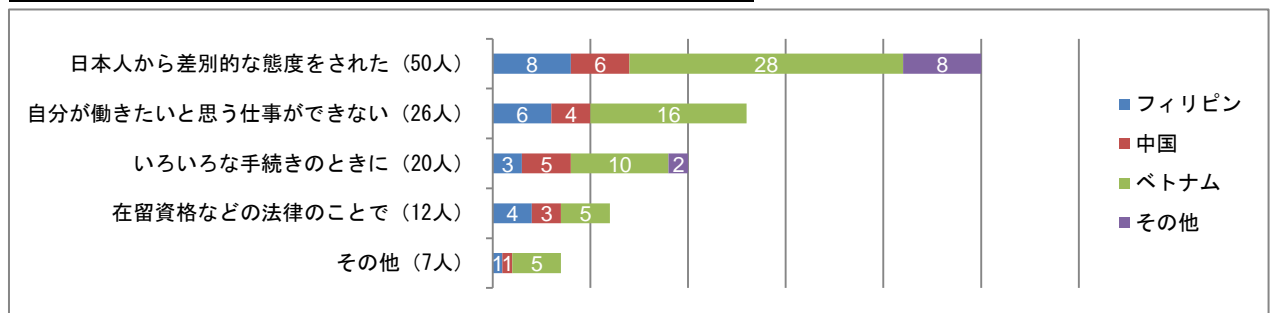
Q16 あなたは困ったときにだれに相談しますか。(複数回答)



Q17 あなたは外国人として嫌な思いをしたことがありますか。(複数回答)



Q18 どんなときに嫌な思いをしましたか。(複数回答)



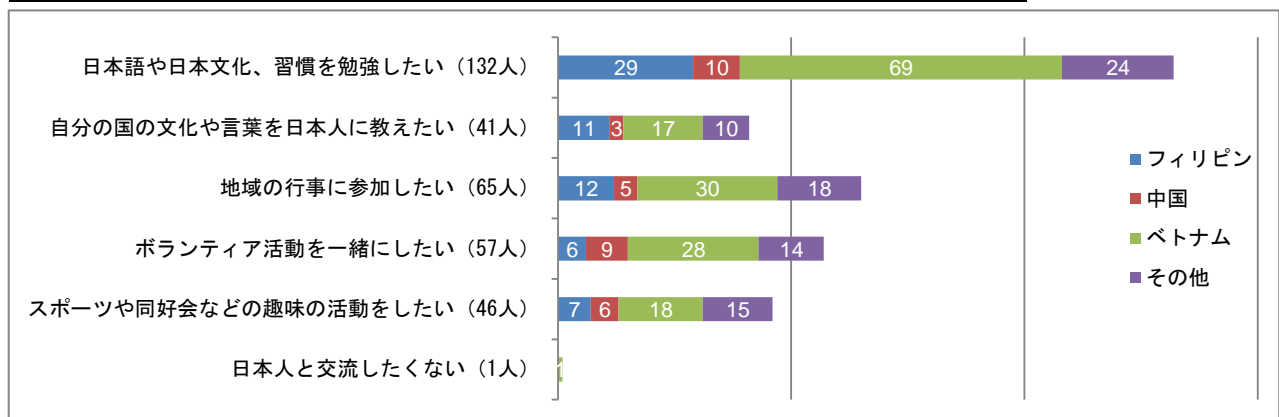
⑥ 多くの人が「日本語や日本文化、習慣を勉強したい」

「地域の日本人とどんな交流がしたいか」については、「日本語や日本文化、習慣を勉強したい」が 74.5% (132 人) で、言葉の壁を越えたいと思う外国人市民が多いことが分かりました。

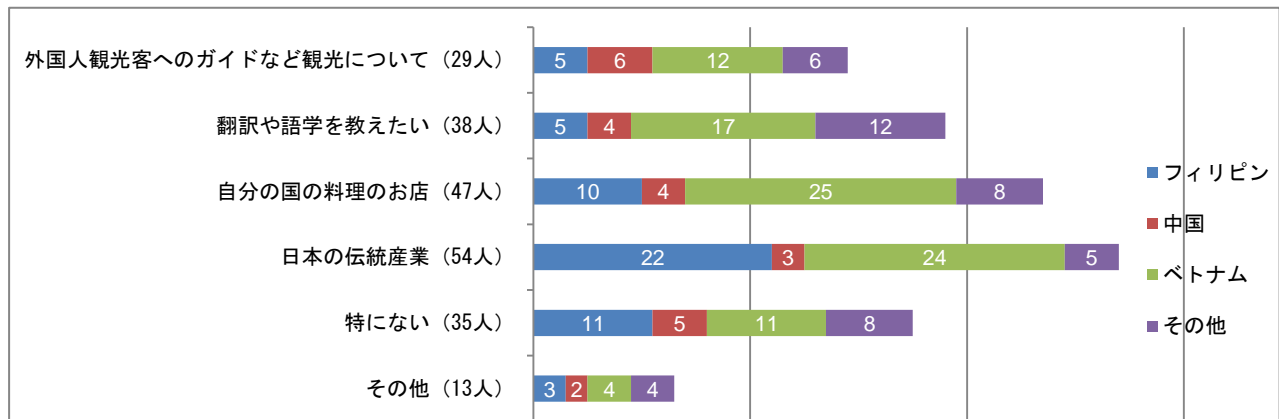
「技能実習」などの場合は地域との交流機会がほとんどないため、地域との交流がしたいとのコメントも多くありました。

京丹後市国際交流協会の認知度については、56.4% (100 人) となりました。

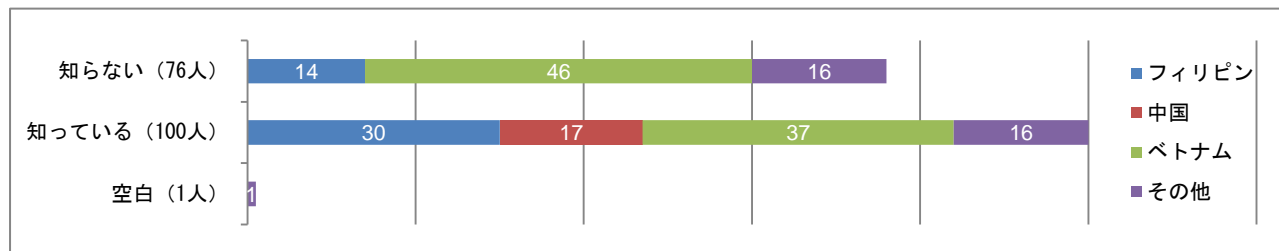
Q19 あなたは地域の日本人とどのような交流がしたいですか。(複数回答)



Q20 あなたはどんな活動や仕事ができたらいいと思いますか。(複数回答)



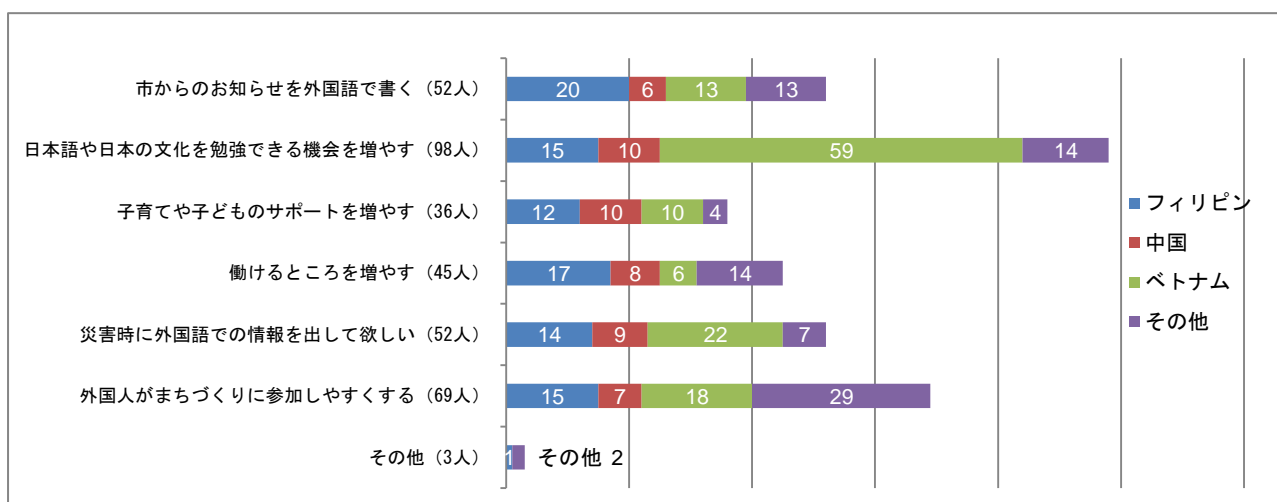
Q21 あなたは京丹後市国際交流協会を知っていますか。



⑦ 市には「日本語や文化の勉強機会」「地域交流の取組み」を期待

「京丹後市はこれからどのような取り組みに力を入れるべきか」については、「日本語や日本の文化を勉強できる機会を増やす」が 55.3% (98 人)、次いで「外国人がまちづくりに参加しやすくする」が 38.9% (69 人) となりました。日本語や文化を勉強する機会、また地域との交流や参加の取り組みを期待する回答が高くなっています。

Q22 京丹後市はこれからどのような取り組みに力を入れるべきだと思いますか。(複数回答)



2 日本人市民アンケート

(1) 日本人市民アンケート調査の概要

- ◆ 調査対象：市民（3,200人）
市内在住の16歳以上（平成29年7月1日時点）の市民
- ◆ 調査期間：平成29年8月3日～平成29年9月22日
- ◆ 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- ◆ 回答者数：1,182人（36.9%）
- ◆ その他：複数回答設問の集計は、当該設問に回答すべき人数を集計母数として各選択肢の回答比率を求めているため、回答比率の合計が100.0%を超える場合がある。

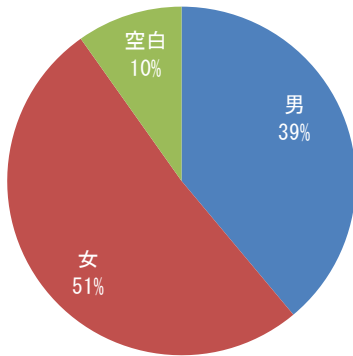
(2) 日本人市民アンケート調査の結果

① 基本情報（回答者の半数が60歳以上）

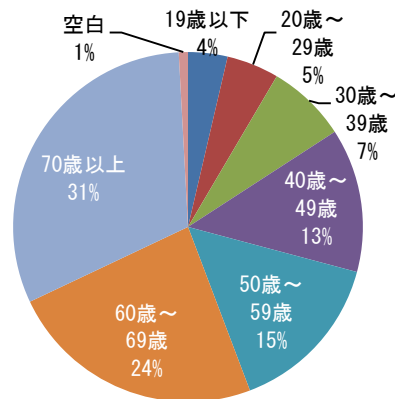
日本人市民アンケート調査の回答者は、女性が51%（603人）、男性が39%（461人）、無回答が10%（118人）でした。年代別では、60歳～69歳が24%（284人）、70歳以上が31%（366人）と、60歳以上の回答が半数を超えています。

「日本語しか話せない」94%（1,130人）で、「英語で日常会話ができる」が約5%（58人）と、前回（平成26年）のアンケートとほぼ同じ割合になっています。

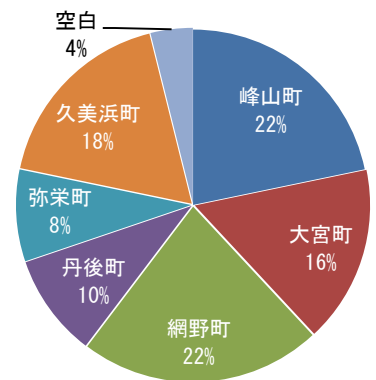
Q1-1 性別



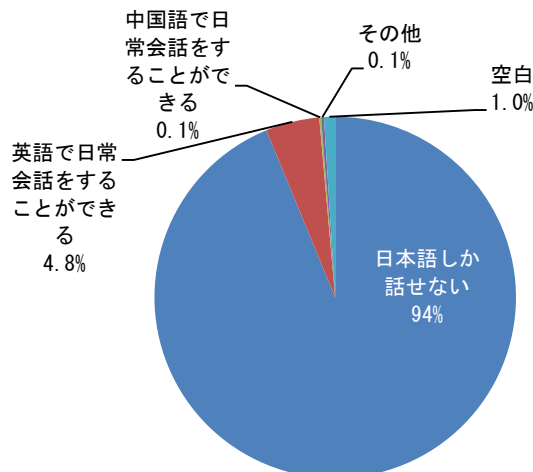
Q1-2 年齢



Q1-3 住所



Q2 あなたは、日本語以外の言語で日常会話（コミュニケーションを図る）ができますか。（複数回答）

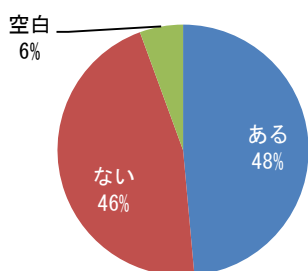


② 海外渡航経験が増加傾向

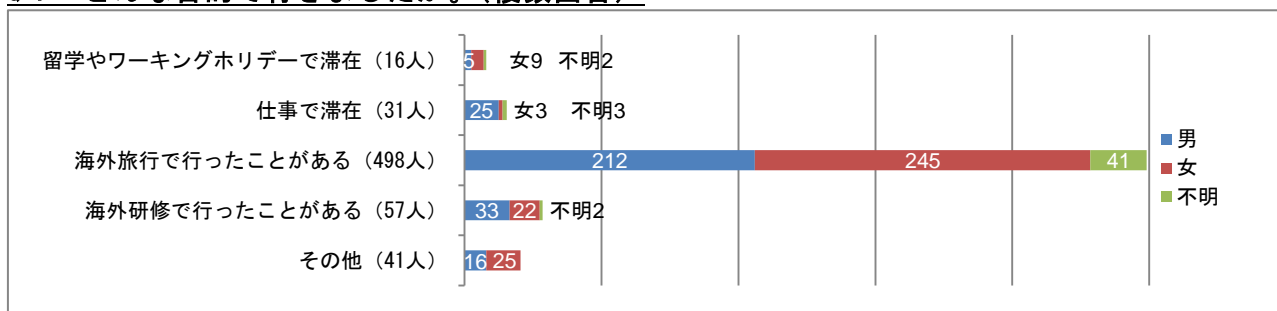
「海外に行ったことがある」が48%（567人）で、「ない」が46%（543人）とほぼ半々でした。海外に行ったことがある人の割合が前回アンケート時より少し増加しています。年代別では、16歳から29歳では「行ったことがない」が76%（76人）と多く、30歳から59歳では「行ったことがある」が67%（283人）の回答となりました。

目的別では、「海外旅行」が42%（498人）と多く、「仕事で滞在」、「海外研修」の割合も前回に比べ増加しています。

Q3 海外に行ったことがありますか。



Q4 どんな目的で行きましたか。（複数回答）

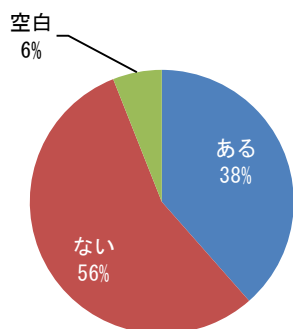


③ 約4割の人が「国際交流や国際理解に興味関心あり」

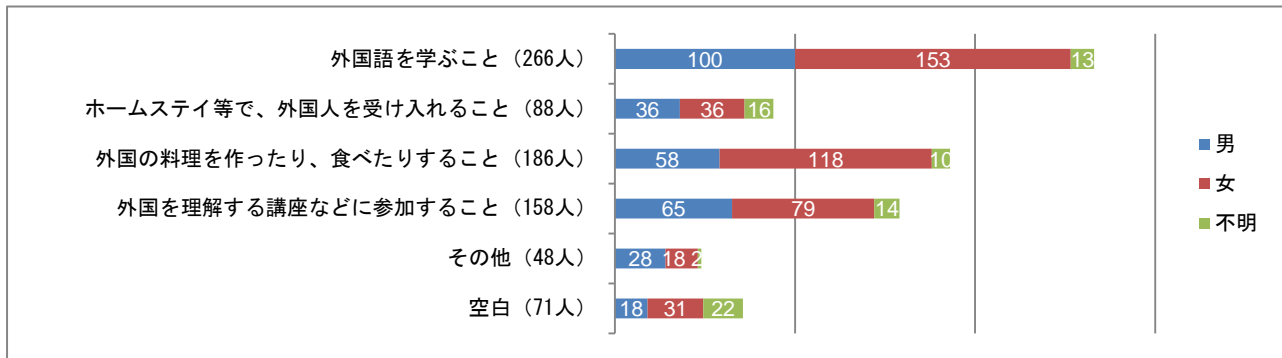
国際交流や国際理解について興味や関心があるかという問いについては、前回と質問の仕方を変更し、興味「ある」と「ない」で質問した結果、「ある」が38%（455人）となりました。年代別にみると、16歳から59歳までは「ある」という回答が51%（267人）であるのに対し、60歳以上では、「ない」という回答が62.5%（405人）となった。

どんなことに興味があるかという問いでは、前回、一番多かった「外国の料理を作ったり食べたりすること」が、今回は「外国語を学ぶこと」22.5%（266人）となり、次いで、「外国の料理を作ったり、食べたりすること」15.7%（186人）となりました。「その他」の意見として、「外国の方との交流」「テレビで外国のニュースなどを見る」など、がありました。前回のアンケートの回答と同様の結果となっています。

Q5 国際交流や国際理解について、興味や関心がありますか。（複数回答）



Q6 どんなことに興味がありますか。(複数回答)

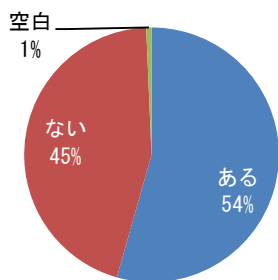


④ いろいろな場面で外国人との関わりが増加

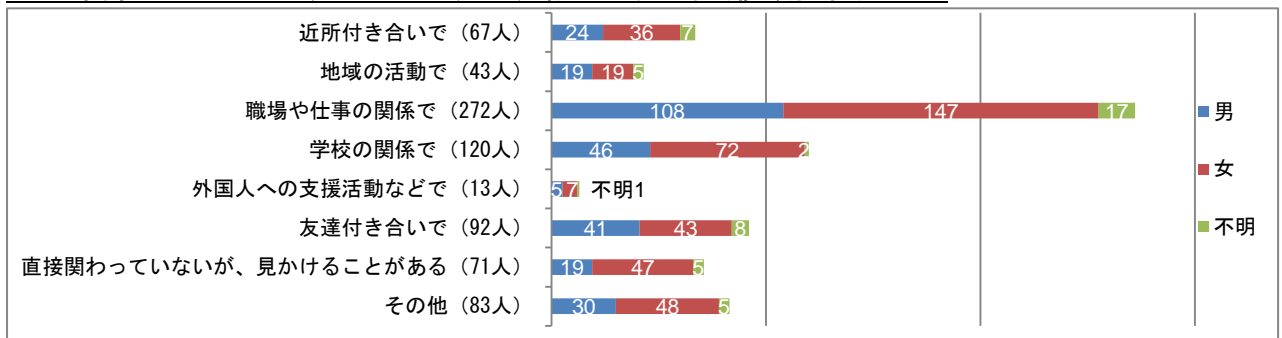
前回のアンケートでは、外国人と関わったことが「ある」が16.3% (208人) だったのに対し、今回は、54% (643人) と増加しました。関わりのある場面については、「職場や仕事の関係で」が約3倍増加し、「近所付き合いで」「地域の活動で」「友達付き合いで」などが前回の倍の回答となっています。「直接関わっていないが、見かけることがある」も11.1% (71人) となった。また、その他では、「道を聞かれた」「ホームステイの受け入れで」「親戚関係として」という回答がありました。

外国人と関わる際の言葉は、前は「日本語」が88% (184人)、「英語」が28.4% (59人) だったが、今回は「日本語」が84.6% (544人)、「英語」が40.9% (263人) と日本語以外の言葉を使っている人が増えています。

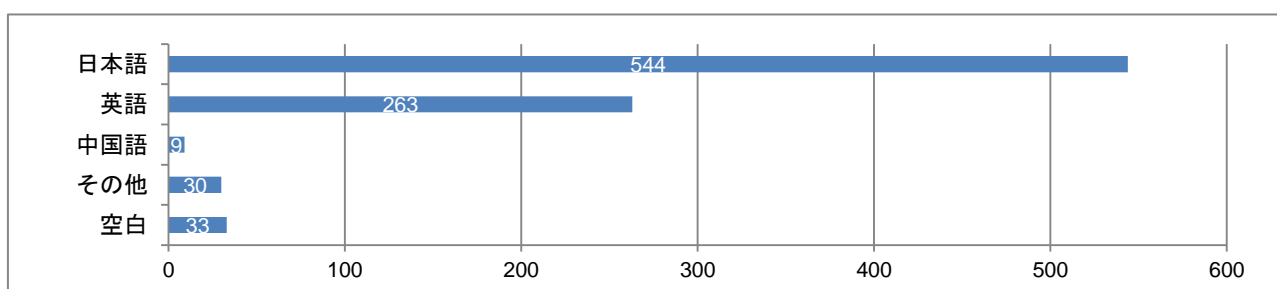
Q7 外国人と関わったことがありますか。



Q8 関わったことがあるのはどういう場面ですか。(複数回答)



Q9 外国人と関わる際は、どんな言葉を使っていますか。(複数回答)

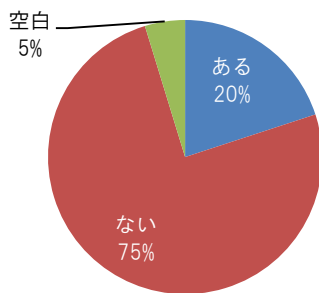


⑤ 困ったこともないが、壁を感じる

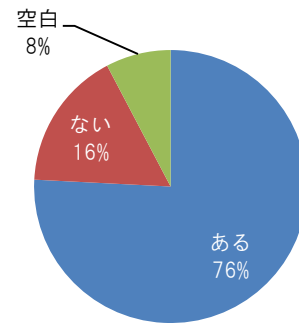
外国人と関わったことがある人は増加していますが、困ったり、戸惑ったりした経験については、前回とほぼ変化はなく、「ない」が75%（890人）となっています。

壁があると思うかという問いでは、「ある」が76%（896人）と壁の原因として、「言葉の壁」を感じるという回答が多くなっている。言葉が通じないことで、こちらの文化や習慣を伝えられず、また、相手の言いたいことを理解することができないという状況が伺えます。年代別に見ると、壁を感じている85.0%（359人）は30歳から59歳の世代と多くなっています。

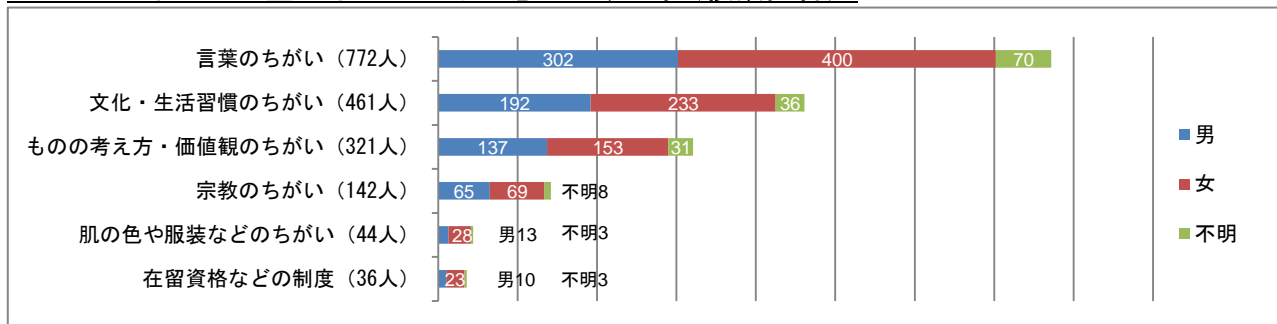
Q10 あなたの地域や職場などでの外国人とのかわり方で、困ったり、戸惑った経験などがありますか。



Q11 あなたは、外国人と関わるにあたり、壁があると思いますか。



Q12 どのようなことが壁になっていると感じますか。（複数回答）

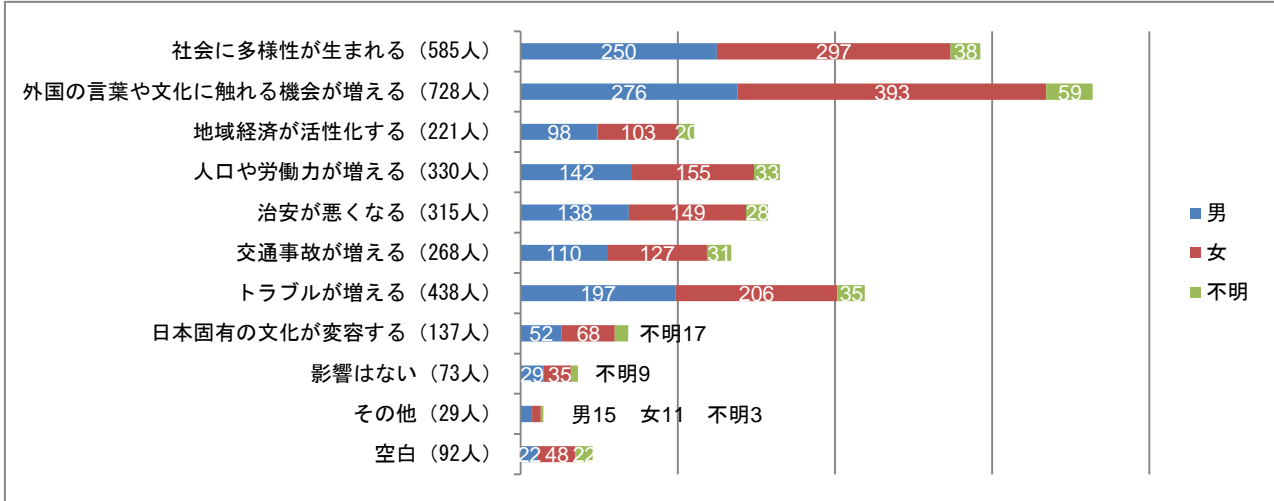


⑥ 約6割の人が「外国人が増えることに肯定的」

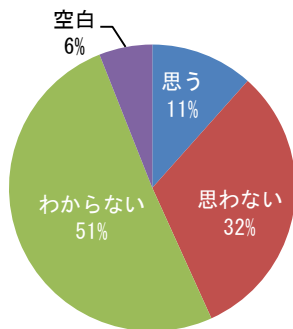
外国人が増えることによる影響（複数回答）として、前回と同様に「外国の言葉や文化に触れる機会が増える」61.5%（728人）、次に「社会に多様性が生まれる」49.4%（585人）という外国人が増加することへの肯定的な意見が半数を占めています。「交通事故が増える」22.6%（268人）とする回答は前回の14.6%（186人）から増加。前回のアンケートには「トラブルが増える」37%（438人）という項目はなかったが、実際にトラブルにはならなくても影響があると思う人がいるという回答があった。

また、「外国人が差別を受けたり、偏見を持たれたりしていると思いますか」では、「わからない」51%（600人）の回答が半数あり、「外国人と関わったことがない」45%（531人）の回答に符号しています。

Q13 あなたは、地域や職場などに外国人が増えることで、地域社会にどのような影響があると思いますか。(複数回答)



Q14 あなたは、京丹後市に暮らす外国人が、差別を受けたり、偏見を持たれたりしていると思いますか。

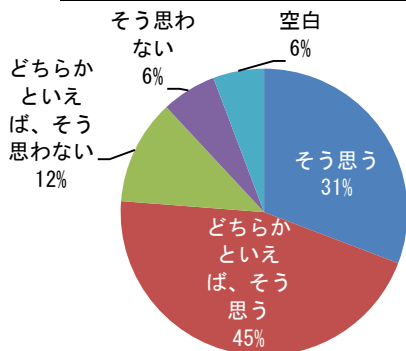


⑦ 74%の人が「外国の習慣やしきたりを尊重すべき」が増加

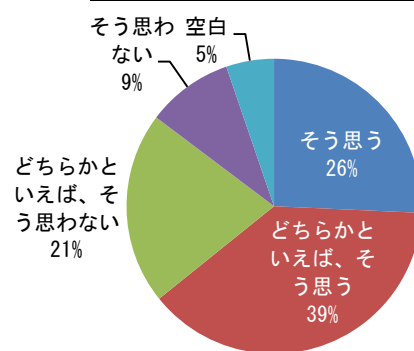
前回のアンケートと同様に「外国の言語や文化を学び外国人の背景を理解する方がよい」「外国人に日本の習慣やしきたりを押し付けない方がよい」という項目について、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」76%、「外国人は地域の活動に積極的に参加する方がよい」65%となり、それぞれ 8.2%、5%上昇しました。一方では、「外国人は日本社会になじむよう、日本の習慣やルールを学ぶ方がよい」が 84% (991人) となっており、ちがいを受け入れお互いの文化を尊重していくことを求める人が多いことが分かります。

Q15 あなたは、日本に住む外国人に関する次の意見についてどう思いますか。

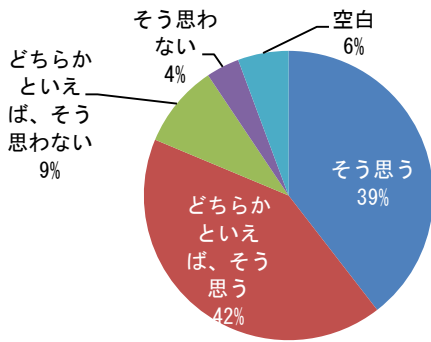
(1) 日本人は、外国の言語や文化を学び外国人の背景を理解する方がよい



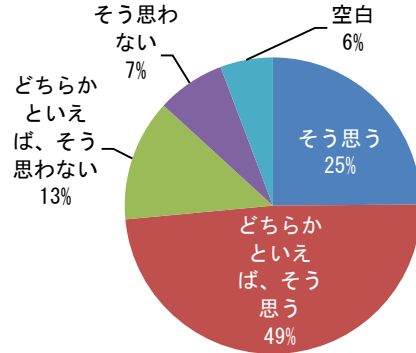
(2) 日本社会は、外国人に日本の習慣やしきたりを押し付けない方がよい



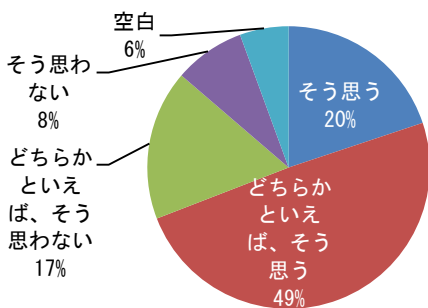
(3) 行政は、外国人が日本の言語や文化を学べるよう支援する方がよい



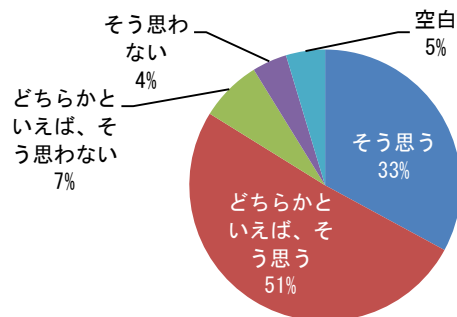
(4) 外国人は、日本の言語や文化を身につけるために努力した方がよい



(5) 外国人は、地域の活動に積極的に参加する方がよい



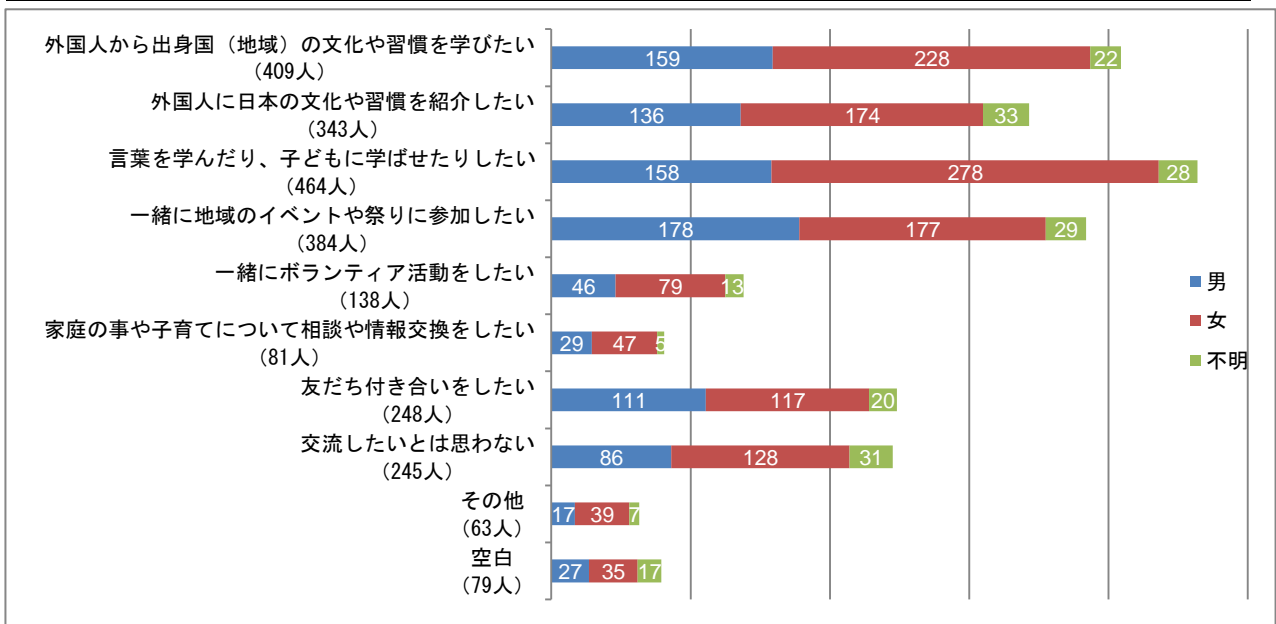
(6) 外国人は、日本社会になじむよう日本の習慣やルールを学ぶ方がよい



⑧ 交流したいと思う人が増加

外国人と交流したい内容については、前回と同様に「言葉を学んだり子どもに学ばせたい」39.2%（464人）と一番多い回答となり、語学や文化などを学びたいと思う人は女性の割合が高くなっています。「交流したいと思わない」20.7%（245人）は前回（27.3%・348人）より少なくなっています。

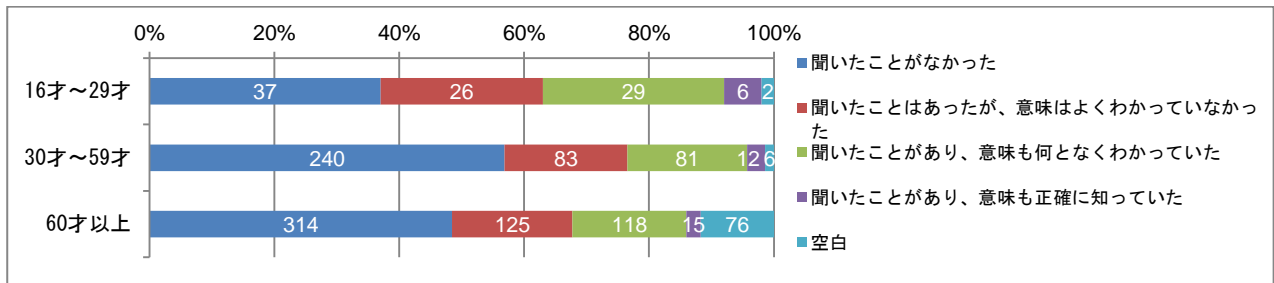
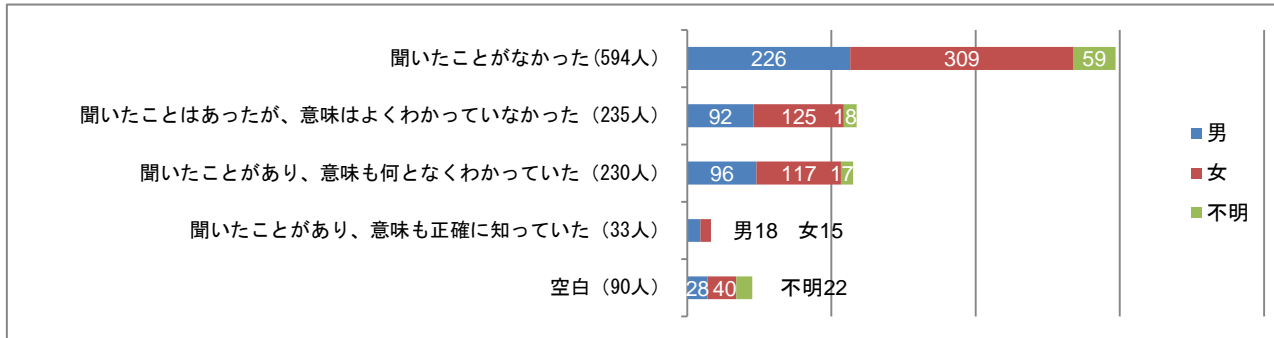
Q16 あなたは、今後、地域の外国人とどのような交流をしたいと思いますか。（複数回答）



⑨ 7割の人が「多文化共生」の意味わからない

今回のアンケートでは、「多文化共生」について「聞いたことがなかった」50%（594人）が前回より145人減少し、「多文化共生」という言葉が少しずつ浸透してきているものの「聞いたことはあったが意味がよくわかっていなかった」（19.9%235人）と合わせると7割の人が「多文化共生の意味を分かっていない」結果となりました。また、年代別で「聞いたことがなかった」割合は16歳から29歳で約4割に減少します。

Q17 「多文化共生」について、聞いたことがありましたか。



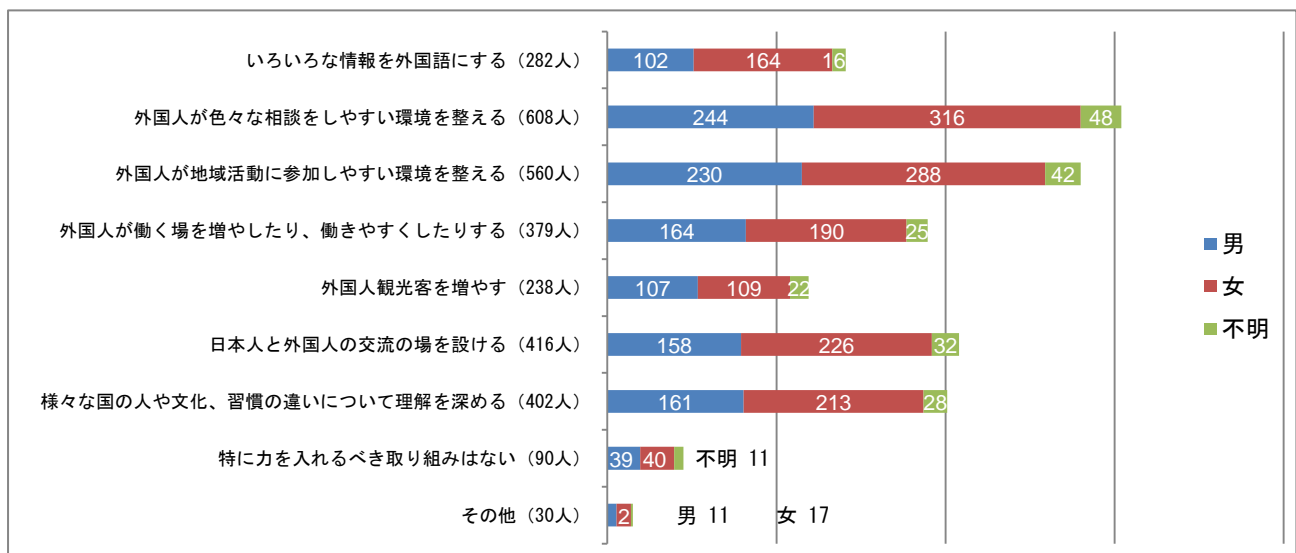
⑩ 「地域活動に参加しやすい環境を整える」声が増加

京丹後市が今後、どのような取り組みに力を入れたらよいかという質問に対して、「外国人が色々な相談をしやすい環境を整える（通訳の配置など）」51.4%（608人）と前回（48.6% 619人）と同様に一番多くなりました。

また、「外国人が地域活動に参加しやすい環境を整える 47.3%（560人）」が前回（34.2% 436人）より増加しています。

一方で「特に力を入れるべき取り組みはない」7.6%（90人）については、前回（7.2% 92人）とほぼ同じ回答数となりました。

Q18 京丹後市は、「多文化共生推進プラン」を策定し、いろいろな取り組み（施策・事業）を行っていますが、今後、どのような取り組みに力をいれたらよいと思いますか。【複数回答】



⑪ 約4割の人が「文化的ちがいと感しない」

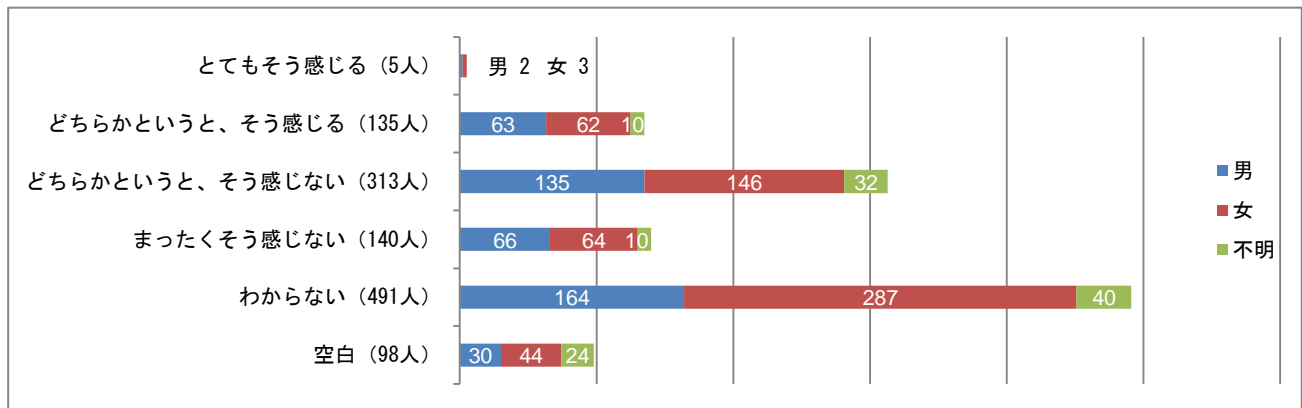
「お互いの文化的ちがいを認め合えるまちになっていますか」という質問については、「とてもそう感じる」「どちらかという、そう感じる」が11.8%（140人）で

「どちらかという、そう感しない」「まったくそう感しない」は38.3%（453人）となりました。「わからない41%（491人）」というコメントの意見として、「個々の理解や交流はあっても、“まち”というところまではわからない」「日常で外国人との関わりや関わっている場面がないので」「都会に比べると人間性に温かみはあるが、考え方は閉鎖的だと思う」といった意見がありました。

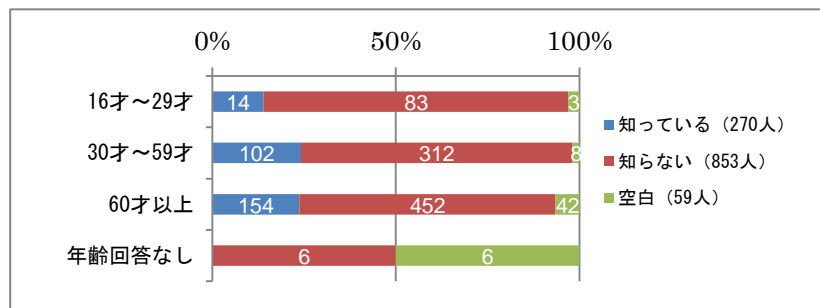
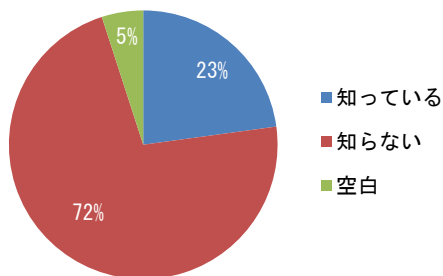
また、「京丹後市国際交流協会を知っているか」という質問では、「知っている18.2%（232人）」に対し、今回は22.8%（270人）と2割を超える結果となりました。

活動内容については、前回と同じく「ホームステイの受入れ52.9%（143人）」が一番多く、知っている活動項目も前回より増加しています。

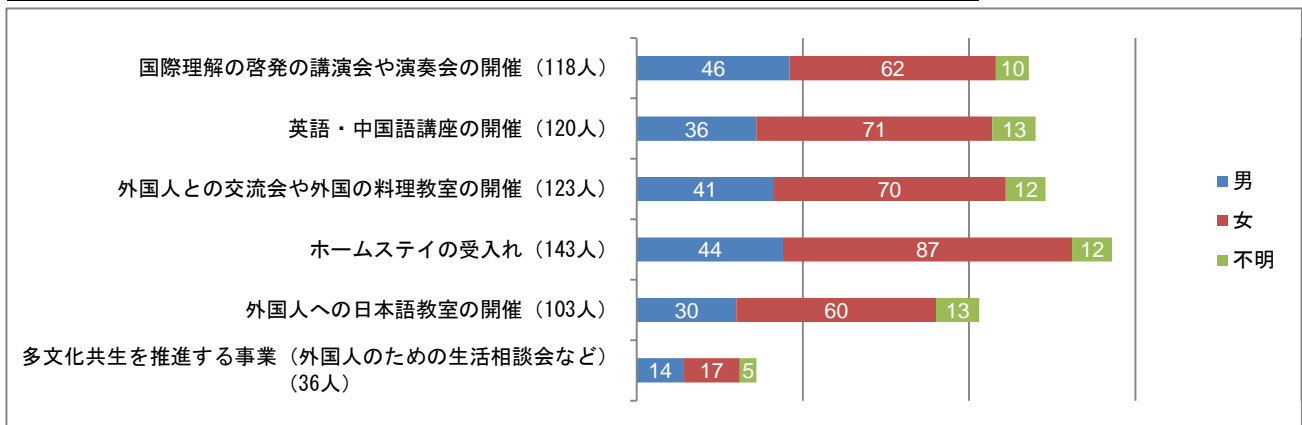
Q19 京丹後市は、“互いの文化的ちがいを認め合えるまち”になっていると感じますか。



Q20 あなたは「京丹後市国際交流協会」を知っていますか。



Q21 京丹後市国際交流協会のどんな活動をご存じですか。（複数回答）



1 市の現状と住民意識からみえる課題

(1) 言葉の壁がお互いに越えたい壁

前回のアンケートでは、「外国人と関わったことがあるか」という質問では、「ある」が16.3%でしたが、今回は54.3%が関わったことがあると回答され、37.7%も関わったことがある方が増加しました。外国人との関わりで困ったり、戸惑ったりした経験については、「ない」が75.2%と前回とほぼ変化はありませんでした。「外国人と関わるにあたり壁があると思うか」という質問では、「ある」が76%あり、原因は、“言葉の問題”で壁として高くなっています。一方で、約40%が「語学を学んだり子どもに学ばせたい」「外国の文化や習慣を学びたい」と回答するなど、外国人を理解しようとする姿勢が見られます。

外国人アンケートでも約半数の方が「言いたいことがうまく伝わらない」「日本の文化や言葉がわからない」と言われていますが、74.5%が「日本語や日本文化、習慣を勉強したい」と回答するなど、言葉の壁を越えたいと思う外国人市民が多くいます。

(2) 地域との繋がりを求める声が増加

「今後、京丹後市がどのような取り組みに力を入れたらよいか」との質問に対して、「外国人が地域活動に参加しやすい環境を整える」という回答が47.3%と、前回のアンケートの時より13.1%増加しています。また、外国人アンケートでは、「日本語や日本文化、習慣を覚えたい」(74.5%)「地域の行事に参加したい」が(36.7%)などと、地域との繋がりを求めている外国人市民が多くいます。

(3) “ちがいを認め合うまち”への歩み

「京丹後市は“お互いの文化的ちがいを認め合えるまち”になっていますか」という質問に対して、「わからない」という回答が41.5%と最も多く、肯定的な意見が11.8%にとどまっており、市民の意識からは、“ちがいを認め合うまち”にはまだまだなっていないことが分かります。

2 多文化共生推進に向けた新たな視点

(1) 多様な市民の個性や力を発揮



本市の人口は 59,038 人（H22 年国勢調査）から 55,054 人（H27 年国勢調査）へと 5 年間で 3,984 人減少しました。減少率はマイナス 6.7%で、京都府下では 2 番目に高い減少率となっており、人口減少と高齢化が進んでいます。

外国人数については、年々増加しており、若い世代が多く本市で生活されています。外国人は在留資格に応じた就労が可能であり、「永住者」「定住者」など就業に制限がありません。本市に住む外国人の約 60%が就業について制限がないため、地域の労働者として働き、税金も納めています。

「技能実習」については、26 年以降増加しています。就業に制限はありますが、地域活動への参加は制限がありません。高齢化していく地域の中で、若い外国人が様々な活動に参加し、地域の担い手として活躍されることが期待されます。

また、外国にルーツを持つ子どもも多いことから、日本と外国のアイデンティティーを育み、本市と外国をつなぐ架け橋になってくれることも期待できます。

(2) 交流人口の増加と人材活用

本市の豊富な観光資源を活用した観光振興を進めるべく「第 3 次観光振興計画」が策定され、市、観光関係団体、観光事業者、市民などが、ともに「観光立市の実現」という共通の目的に向かい、それぞれの立場で取り組むこととしています。しかし、近隣市町に比べ、外国人宿泊客数が少ない状況です。外国人市民に本市の魅力を母国や海外に発信してもらうことも重要です。

また、京都府内の大学に通う留学生も年々増加しており、平成 18 年には約 4,000 人でしたが、28 年には約 8,000 人と倍増しています。府内の留学生に本市の魅力を知ってもらう機会を増やすことで、交流人口の増加が期待できます。

また、地域の魅力とともに、本市の企業などを知ってもらう機会を増やすことで、留学生が本市で就職されるケースが増加することも期待できます。



第 3 章 基本計画

I プランの基本理念

京丹後市が多文化共生のまちづくりに向けて目指すべき理想の姿を「基本理念」として、次のように定めます。

基本理念

**国籍、民族、文化などのちがいを認め合い、
ともに豊かに暮らせるまちへ**



Ⅱ プランの目標

- I 安心して生活ができるまち
- II 言葉の壁を乗り越えるまち
- III フレンドシップを育むまち
- IV 国際色豊かだにぎわうまち

Ⅲ プランの期間

第2次京丹後市多文化共生推進プランの期間は、平成30年度を初年度とし、平成34年度までの5年間とします。

毎年、プランの進捗評価や目標達成度の確認を行い、社会情勢や市民意識の変化等を加味しながら必要に応じて見直しを行います。

年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
第2次京丹後市多文化共生推進プラン	策定	実施・評価・改善				



IV プランの体系

基本目標	基本方針	施策
I 安心して生活 ができるまち	1 子育て・教育体制の充実	1-① 安心して子育てができる環境整備 1-② 子どもが安心して教育が受けられる環境整備
	2 就労環境の整備、新たな 担い手の育成	2-① 就労支援の充実 2-② 外国人の能力を活かした地域産業の活性化
	3 健康で安心して暮らせる 環境づくり	3-① 安心して受診できる環境の整備 3-② 保健・医療・福祉制度や日本の生活習慣等への理解促進
	4 災害に対する備えと、安心 安全な生活環境の整備	4-① 災害時における情報伝達手段・支援体制の整備 4-② 防災意識の啓発 4-③ 防犯・交通安全の啓発
II 言葉の壁を 乗り越えるまち	5 日本語教育の充実	5-① 日本語教育の充実 5-② 日本語ボランティアの養成と連携強化
	6 多言語での情報提供・相談 体制の充実	6-① 多言語での情報提供の充実 6-② 多言語での相談体制の充実
	7 外国語の学習機会の充実	7-① 外国語や多文化についての学習機会の充実
III フレンドシップ を育むまち	8 地域社会に対する意識啓発	8-① 多文化共生についての意識啓発 8-② 多文化共生に関わる人材育成
	9 外国人市民の自立と社会参画	9-① 外国人市民の社会参画の推進 9-② 外国人市民が社会参画できる環境の整備
IV 国際色豊かで にぎわうまち	10 京丹後市の魅力発信	10-① 観光情報の発信や京丹後市の魅力 PR 10-② 外国人来訪者の受入体制の整備
	11 交流人口の増加	11-① 交流機会の提供
	12 他地域・他団体の連携・協力	12-① 他地域・他団体との各種分野での連携協力 12-② 国際交流協会の機能充実

第4章 基本方針と施策・推進体制

I 基本方針と施策

目標 I 安心して生活ができるまち

基本方針 1 子育て・教育体制の充実

➤ めざす姿

- 1) 外国人市民が、安心して出産・育児・子育てをすることができる。
- 2) 外国にルーツのある子どもたちへの教育及び養育環境が整い、すべての子どもが安心して就学することができる。
- 3) 外国にルーツのある子どもやその保護者が適切な支援を受け、自らの意志で進路を決めることができる。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民が、本市で、出産・育児・子育てをされる中、日常会話はできるが、医療や教育に関する専門的な言葉が分からずに不安を抱えるケースも増加している。多言語での情報提供を行うとともに、不安を一人で抱えずに相談できる体制を整えることが必要です。
- (2) 外国にルーツを持つ子どもやその保護者が、日本語を習得し学習意欲を高めるよう支援体制を充実させていくことが必要です。また、外国のルーツやアイデンティティーを継承する場を提供することで、グローバルな視点で活躍できる人材を育成していくことが必要です。

■■■■ 検討  実施

凡例：◎＝推進主体 ○＝支援・協力 △＝参加など

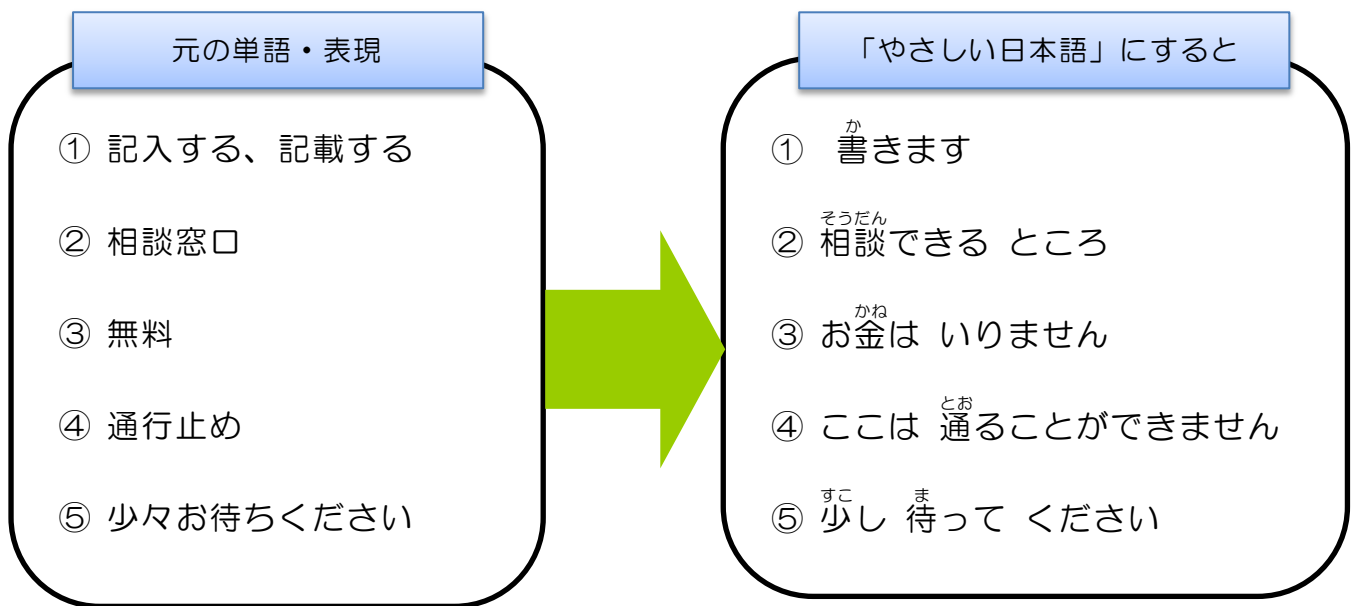
施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
1-① 安心して子育て ができる環境整備	母子保健に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供							◎	○		
	保育所・幼稚園・認定こども園に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供							◎	○		
	外国にルーツを持つ就学前児童やその保護者への生活指導							◎	○		

1-② 子どもが安心して教育が受けられる環境整備	公立小中学校に関する多言語（やさしい日本語、英語）での情報提供							◎	○		
	外国にルーツを持つ児童・生徒等への学習支援、日本語指導及び生活指導							◎	○		
	外国人保護者同士の情報交換会や外国にルーツを持つ子どもの居場所づくり							○	◎	△	

参考：「やさしい日本語」

「やさしい日本語」とは、日本語があまり得意でない外国人の方に、わかりやすい言葉や表現に言い換えたりした日本語のことです。

また、子ども、高齢者、障がいのある方などにとっても、分かりやすいコミュニケーション手段の1つです。



基本方針 3 健康で安心して暮らせる環境づくり

➤ めざす姿

- 1) 適切な情報提供や多言語環境の整備により、健康保険の加入や総合検診の受診、医療機関の利用等、医療・保健・福祉分野でのサービスが受けられている。
- 2) 生活する場面（ごみの出し方、公共交通の利用、救急車の利用等）で不自由なく生活できる。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 市内の病院を受診するのは、外国人市民だけでなく、一時的に本市に滞在する外国人が受診することも考えられます。不安なく受診できるような医療機関での対応や情報提供が必要です。
- (2) 外国人市民にとって、日本と母国での保健・医療・福祉の制度が異なるために、日本の制度等が理解しにくい場合もあります。適切な保健・医療・福祉サービス等が受けられよう各種制度等の周知に努めます。また、日本での生活や社会の仕組みについて理解を深めるための取り組みが必要です。

■■■■ 検討 ──────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体 ○＝支援・協力 △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
3-①	市立病院での問診票の多言語化(やさしい日本語、英語)							◎	○		
3-②	健康診断や健康相談に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供							◎	○		
	国民健康保険、国民年金制度に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供							◎	○		
	福祉制度に関する多言語(やさしい日本語、英語)での情報提供							◎	○		
	外国人市民にとって分かりやすい生活ガイドブックの作成(やさしい日本語、英語、中国語)							◎	○		
	日本の生活習慣等への理解を深めるための暮らしに係る説明会の開催							◎	○		○

基本方針 4 災害に対する備えと安心安全な生活環境の整備

➤ めざす姿

- 1) 外国人市民が市内で起きる災害や避難施設についての知識を持つとともに、外国人市民及び市を訪れた外国人に災害時への対応について情報が適切に伝わる。
- 2) 外国人市民が生活するすべての地区で防災訓練が実施され、外国人市民も参加している。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 災害発生後、外国人市民に情報を届ける“災害時多言語情報センター”の設置を含めた協定を締結し、災害時の支援体制を整備しました。災害時に備え、日ごろから関係団体との連携を図り、言葉や図など様々な方法で情報を伝達することが必要です。
- (2) 外国人市民の多くが20代～40代となっており、防災の知識を高め、地域で支援活動に参加できるよう防災教育を充実させることが必要です。
- (3) 外国人市民に対する、防犯・交通安全等に関する知識の普及・啓発に努め、意識の向上を図ります。

■■■■ 検討 → 実施

凡例：◎＝推進主体 ○＝支援・協力 △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
4-① 災害時における 情報伝達手段・ 支援体制の整備	多言語（やさしい日本語、英語）による災害情報発信体制の整備							◎	○	△	△
	災害時の外国人への支援対応の充実（支援対応のマニュアル化）							◎	○	△	△
	災害時外国人支援ボランティアの育成							○	◎		
	他地域・他団体との災害時外国人支援の連携・協力							◎	○		
4-② 防災意識の啓発	外国人市民を対象とした防災教育の実施と防災訓練の実施							○	◎	△	△
	防災パンフレットの多言語化（やさしい日本語、英語）							◎	○		
4-③ 防犯・交通安全 の啓発	外国人市民への防犯・交通安全に関する意識啓発							◎	○		
	防犯・交通安全パンフレットの多言語化（英語）							◎	○		

目標II 言葉の壁を乗り越えるまち

基本方針 5 日本語教育の充実

➤ めざす姿

- 1) 外国人市民のニーズ、レベルに合った日本語学習の機会が豊富にある。
- 2) 日本語を習得した外国人市民が、地域社会の担い手として参画している。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民が自立した生活を営む上で必要な日本語コミュニケーション能力を育むために、日本語を学ぶ環境の整備が必要です。日本語の学習を必要とする人への学習機会を提供すると同時に、外国人（外国籍の児童、生徒などを含む）のレベルやニーズに応じた日本語教育を充実させることが求められています。
- (2) 日本語教室を開催する上で、非常に重要な役割を担っている日本語ボランティアの養成に努めます。
- (3) 日本語ボランティアと日本語を母語としない市民との交流等を通じて、日本語学習及び日本社会・文化学習を間接的に支援するとともに、外国人市民と地域との繋がりをつくります。

■■■■ 検討 ───────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体 ○＝支援・協力 △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
5-① 日本語教育の充実	日本語教室の開催							○	◎		
	外国にルーツを持つ子どもへの日本語指導の充実							◎	○		
	企業等と連携した日本語学習機会の提供							◎	○		△
5-② 日本語ボランティアの養成と連携強化	日本語ボランティアの養成							○	◎		
	他地域の日本語教室との連携							○	◎		
	関係団体との連携強化							○	◎		

基本方針 6 多言語での情報提供・相談体制の充実

➤ めざす姿

- 1) 外国人市民や外国人観光客に、多様な言語と手段によって必要な情報が伝わっている。
また、日常生活のことが身近に相談できる環境や体制が整っている。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 日本語を母語としない市民にも、行政サービスや生活ルール、制度等について理解してもらい、また、行政等に関する情報が伝わるように、多言語ややさしい日本語による情報提供の充実とやさしい日本語の普及・活用を進めます。
- (2) 外国人市民の母語力を活かし、FM やケーブルテレビでの番組作成に携わる人材発掘と育成を進めていきます。

■■■■ 検討 ──────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体 ○＝支援・協力 △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
6-① 多言語での情報 提供の充実	市公式ホームページの多言語化（英語、中国語、韓国語）							◎	○		
	広報紙の多言語化（英語）							◎	○		
	ケーブルテレビでの外国語（英語）番組の制作、放送							◎	○		
	ラジオでの外国語（英語等）番組の制作、放送							△	◎	△	△
	サイン（市役所や市内に設置された公共の案内看板等）の多言語化（英語、中国語、韓国語）							◎	○		
	市内レストランのメニューや看板等の多言語化（英語）							○	○		◎
6-② 多言語での相談 体制の充実	やさしい日本語の使用による、外国人にも分かりやすい窓口対応							◎	○		
	通訳・翻訳者の養成							○	◎		

基本方針 7 外国語の学習機会の充実

➤ めざす姿

- 1) 多言語や多文化を学ぶ機会が充実しており、積極的に外国人とのコミュニケーションを図ることができる。また、グローバルな視点を持つ人材が育つ環境が整っている。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 外国人市民や外国人観光客とのコミュニケーションを十分に図ることのできる人材の育成が必要です。
- (2) 市民が多言語や多文化を学ぶ機会を増やします。

■■■■ 検討  実施

凡例：◎＝推進主体 ○＝支援・協力 △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
7-① 外国語や多文化 についての学習 機会の充実	語学講座（英語、中国語）や 国際理解を深めるための機 会の提供							○	◎		
	市内事業所等への語学講座 （英語）の提供・開催							◎	○		△
	ケーブルテレビでの語学講 座番組（英語）の制作、放送							◎	○		

目標Ⅲ フレンドシップを育むまち

基本方針 8 地域社会に対する意識啓発

➤ めざす姿

- 1) 多文化共生に対する理解が進み、外国人市民の人権が尊重されるとともに、誰もがまちづくりに参画できる。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 市民団体等がそれぞれの活動の中で、国籍や言語を超え、様々な活動を外国人市民とともに行えるよう、外国人市民と市民団体等のプラットフォームとなる体制を整備します。
- (2) 国籍に関わらず、まちづくりの担い手となる人材の発掘・育成を進め、持続的に多文化共生のまちづくりができるように努めます。

■■■■ 検討 ───────────▶ 実施

凡例：◎＝推進主体 ○＝支援・協力 △＝参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
8-① 多文化共生につ いての意識啓発	人権尊重、多文化共生等につ いての意識啓発、理解促進							◎	○	△	△
	自治会・市民団体等に対する 多文化共生についての意識 啓発、理解促進							◎	○	△	△
	小中学校における多文化共 生授業の実施							◎	○		
	教職員に対する多文化共生 への意識啓発、理解促進							◎	○		
8-② 多文化共生に関 わる人材育成	多文化共生地域づくり推進 役の育成に向けた講座や研 修会等の開催							◎	○		
	多文化共生コーディネータ ーの育成							○	◎		

基本方針 11 交流人口の増加

➤ めざす姿

- 1) たくさんの国内外の外国人が、本市の豊かな自然や食、市民との交流などを求めて訪れている。
- 2) 海外選手によるオリンピック・パラリンピックの事前合宿が行われるほか、2020年、2021年両大会終了後も、久美浜湾を活用した国内外の選手による各種大会や合宿等が行われています。

➤ 現状と施策の方向性

- (1) 国内外の外国人に、本市に滞在してもらえる機会を増やします。また、市民との交流の機会を設け、交流人口の増加に繋がる取り組みを行います。

■■■■ 検討 ───────────▶ 実施

凡例：◎=推進主体 ○=支援・協力 △=参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
11-① 交流機会の提供	市民同士の交流の機会の提供							○	◎		
	ホームステイの受入れや在住外国人の受入事業							○	◎	△	△
	中学生の海外派遣							◎			
	東京 2020 オリンピック・パラリンピックのホストタウン推進							◎	○		
	ワールドマスターズゲームズ 2021 関西の推進							◎	○		




基本方針 12 他地域・他団体との連携・協力

➤ めざす姿

1) 国・府や国際交流関係団体との連携により、各分野において情報収集と活用がされており、多文化共生社会が実現されている。

➤ 現状と施策の方向性

(1) 国・府や他地域の国際交流協会等と広域なネットワークを構築し、各分野において、多文化共生に係る情報を収集、活用することができるよう努めます。

■■■■ 検討  実施

凡例：◎=推進主体 ○=支援・協力 △=参加など

施策	具体的な施策	実施年度						推進主体			
		29	30	31	32	33	34	行政	関係団体 国際交流協会	地域	企業 事業者等
12-① 他地域・他団体との各分野での連携協力	国、府及び他市町との連携、情報交換							◎	◎		
	京都府国際センターや地域の国際交流協会との協力・連携							◎	◎		
12-② 国際交流協会の機能充実	国際交流協会の機能充実							◎	△		

Ⅱ プランの進捗管理と推進体制

Ⅱ プランの進捗管理と推進体制

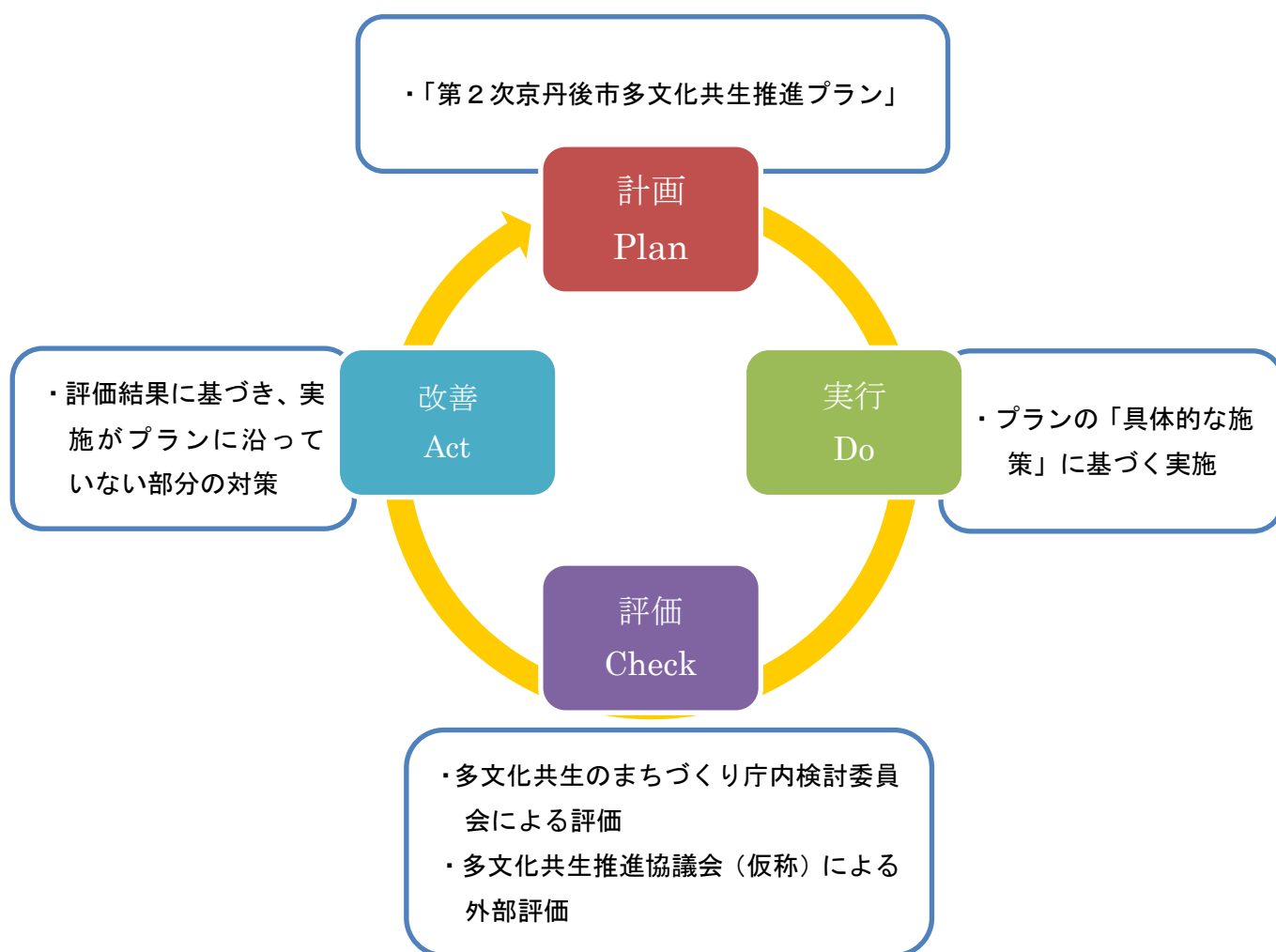
1 進捗管理

プランの推進には、確実な推進体制の構築と併せて、PDCA サイクル (*) に基づく、評価と改善といった進捗管理が必要です。

* PDCA サイクル：

計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Act) のプロセスを順に実施するマネジメントサイクル。最後の Act から Check の結果から、最初の Plan 内容を継続 (定着)・修正・破棄のいずれかにして、次回の Plan に結び付ける。

【プランの進捗管理】



2 推進体制

(1) 市役所、市国際交流協会、その他関係機関の連携強化

市役所と市国際交流協会が緊密に連携をとりながら施策を推進するとともに、学校、保育所、ハローワーク、警察署などの関係機関や関係者が連携を密にして情報共有を図り、ネットワークを構築し、多文化共生の取り組みを推進します。

(2) 市役所での取組み

市役所に横断的組織である「多文化共生のまちづくり庁内検討委員会」を設置し、市役所の各部署が連携して、市役所全体で多文化共生の取り組みを推進します。

(3) 市民、地域、団体、事業者との連携促進

多文化共生の地域づくりを実現するためには、行政だけでなく、多文化共生に取り組む各主体が連携し効果的に取組を推進することが必要です。

各主体を構成員とした多文化共生推進協議会（仮称）を設置して、評価を行うとともに、市民、地域、団体、事業者の方々と連携・協力しながら、本プランに掲げる取り組みを推進するために、情報共有や意見交換を積極的に進めます。

資料

- 資料 1 在留資格一覧表
- 資料 2 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱
- 資料 3 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿
- 資料 4 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会開催概要
- 資料 5 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会設置規程
- 資料 6 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会委員名簿
- 資料 7 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会開催概要
- 資料 8 広報きょうたんご掲載記事

在留資格一覧表

*在留期間：在留資格をもって在留する外国人が日本に在留することができる期間のことであり、許可される在留期間は在留資格ごとに定められている。なお、外国人は許可された在留資格・在留期間の範囲内で活動を行うことができる。

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
外交	日本国政府が接受する外国政府の外交使節団若しくは領事機関の構成員、条約若しくは国際慣行により外交使節と同様の特権及び免除を受ける者又はこれらの者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間
公用	日本国政府の承認した外国政府若しくは国際機関の公務に従事する者又はその者と同一の世帯に属する家族の構成員としての活動（この表の外交の項に掲げる活動を除く。）	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日
教授	本邦の大学若しくはこれに準ずる機関又は高等専門学校において研究、研究の指導又は教育をする活動	大学教授等	5年、3年、1年又は3月
芸術	収入を伴う音楽、美術、文学その他の芸術上の活動（この表の興行の項に掲げる活動を除く。）	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月
宗教	外国の宗教団体により本邦に派遣された宗教家の行う布教その他の宗教上の活動	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月
報道	外国の報道機関との契約に基づいて行う取材その他の報道上の活動	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月
高度専門職	1号 高度の専門的な能力を有する人材として法務省令で定める基準に適合する者が行う次のイからハまでのいずれかに該当する活動であって、我が国の学術研究又は経済の発展に寄与することが見込まれるもの 1. イ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営し若しくは当該機関以外の本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導若しくは教育をする活動 2. ロ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学若しくは人文科学の分野に属する知識若しくは技術を要する業務に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動 3. ハ 法務大臣が指定する本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い若しくは当該事業の管理に従事する活動又は当該活動と併せて当該活動と関連する事業を自ら経営する活動	ポイント制による高度人材	1号は5年、2号は無期限

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
高度専門職	<p>2号 1号に掲げる活動を行った者であって、その在留が我が国の利益に資するものとして法務省令で定める基準に適合するものを行う次に掲げる活動</p> <p>1. イ 本邦の公私の機関との契約に基づいて研究、研究の指導又は教育をする活動</p> <p>2. ロ 本邦の公私の機関との契約に基づいて自然科学又は人文科学の分野に属する知識又は技術を要する業務に従事する活動</p> <p>3. ハ 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動</p> <p>ニ 2号イからハまでのいずれかの活動と併せて行うこの表の教授、芸術、宗教、報道、法律・会計業務、医療、教育、技術・人文知識・国際業務、興行、技能の項に掲げる活動（2号のイからハまでのいずれかに該当する活動を除く。）</p>		
経営・管理	本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動（この表の法律・会計業務の項に掲げる資格を有しなければ法律上行うことができないこととされている事業の経営又は管理に従事する活動を除く。）	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、4月又は3月
法律・会計業務	外国法事務弁護士、外国公認会計士その他法律上資格を有する者が行うこととされている法律又は会計に係る業務に従事する活動	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月
医療	医師、歯科医師その他法律上資格を有する者が行うこととされている医療に係る業務に従事する活動	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月
研究	本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する活動（この表の教授の項に掲げる活動を除く。）	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月
教育	本邦の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校又は各種学校若しくは設備及び編制に関してこれに準ずる教育機関において語学教育その他の教育をする活動	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月
技術・人文知識・国際業務	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う理学、工学その他の自然科学の分野若しくは法律学、経済学、社会学その他の人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動（この表の教授、芸術、報道、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の項に掲げる活動を除く。）	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月
企業内転勤	本邦に本店、支店その他の事業所のある公私の機関の外国にある事業所の職員が本邦にある事業所に期間を定めて転勤して当該事業所において行うこの表の技術・人文知識・国際業務の項に掲げる活動	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
興行	演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動（この表の経営・管理の項に掲げる活動を除く。）	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日
技能	本邦の公私の機関との契約に基づいて行う産業上の特殊な分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する活動	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月
技能実習	<p>1号</p> <p>1. イ 本邦の公私の機関の外国にある事業所の職員又は本邦の公私の機関と法務省令で定める事業上の関係を有する外国の公私の機関の外国にある事業所の職員がこれらの本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の本邦にある事業所の業務に従事して行う技能等の修得をする活動（これらの職員がこれらの本邦の公私の機関の本邦にある事業所に受け入れられて行う当該活動に必要な知識の修得をする活動を含む。）</p> <p>2. ロ 法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体により受け入れられて行う知識の修得及び当該団体の策定した計画に基づき、当該団体の責任及び監理の下に本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関の業務に従事して行う技能等の修得をする活動</p> <p>2号</p> <p>1. イ 1号イに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動</p> <p>2. ロ 1号ロに掲げる活動に従事して技能等を修得した者が、当該技能等に習熟するため、法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用契約に基づいて当該機関において当該技能等を要する業務に従事する活動（法務省令で定める要件に適合する営利を目的としない団体の責任及び監理の下に当該業務に従事するものに限る。）</p>	技能実習生	1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（1年を超えない範囲）
介護	介護福祉士の資格を有する外国人が介護施設等との契約に基づいて介護（又は介護の指導）の業務に従事	日本の介護福祉士養成施設（都道府県知事が指定する専門学校等）を卒業し、介護福祉士の資格を取得した方	5年、3年、1年又は3月
文化活動	収入を伴わない学術上若しくは芸術上の活動又は我が国特有の文化若しくは技芸について専門的な研究を行い若しくは専門家から指導を受けてこれを修得する活動（この表の留学、研修の項に掲げる活動を除く。）	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月
短期滞在	本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間

在留資格	日本において行うことができる活動	該当例	在留期間
留学	本邦の大学、高等専門学校、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）若しくは特別支援学校の高等部、中学校（義務教育学校の後期過程及び中等教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校の中学部、小学校（義務教育学校の前期過程を含む。）若しくは特別支援学校の小学部、専修学校若しくは各種学校又は設備及び編制 に関してこれらに準ずる機関において教育を受ける活動	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
研修	本邦の公私の機関により受け入れられて行う技能等の修得をする活動（この表の技能実習1号、留学の項に掲げる活動を除く。）	研修生	1年、6月又は3月
家族滞在	この表の教授から文化活動までの在留資格をもって在留する者（技能実習を除く。）又はこの表の留学の在留資格をもって在留する者の扶養を受ける配偶者又は子として行う日常的な活動	在留外国人が扶養する配偶者・子	5年、4年3月、4年、3年3月、3年、2年3月、2年、1年3月、1年、6月又は3月
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

《活動に制限のない在留資格》

在留資格	日本において有する身分又は地位	該当例	在留期間
永住者	法務大臣が永住を認める者	法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）	無期限
日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは特別養子又は日本人の子として出生した者	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月
永住者の配偶者等	永住者等の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月
定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は法務大臣が個々に指定する期間（5年を超えない範囲）

在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護（※1）	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
技能実習	技能実習生

※1 平成29年9月1日施行

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（※2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

※2 資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

平成 26 年 5 月 20 日

告示第 112 号

(設置)

第 1 条 国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の一員として共に暮らすまちづくりの実現に向け、多文化共生推進に係るプラン(以下「推進プラン」という。)を策定するに当たり広く意見を求めるため、京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生推進プランの策定に関すること。
- (2) 前号に掲げることのほか、多文化共生推進に関し必要と認められる事項

(組織及び委員)

第 3 条 委員会の委員は、20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国際交流団体を代表する者又はそれらの団体の推薦を受けた者
- (2) 外国人を雇用する企業等を代表する者又はその企業等の推薦を受けた者
- (3) 外国人の居住、福祉、教育等に関係する団体を代表する者又はそれらの団体の推薦を受けた者
- (4) 多文化共生に関し識見を有する者
- (5) 在住外国人
- (6) 市民公募による者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(オブザーバー及びアドバイザー)

第 5 条 委員会にオブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

2 オブザーバー及びアドバイザーは、必要に応じて委員会の会議(以下「会議」という。)に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の委嘱後の最初の委員会は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、調査、研究又は審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年5月20日から施行する。

■ 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会 委員名簿（敬称略）

委員会 役職	氏 名	所属等	役 職
会長	藤村 益弘	京丹後市国際交流協会	会長
副会長	宮川 優	特定非営利活動法人 京丹後コミュニティ放送	局長
委員	山崎 喜代枝	京丹後市民生児童委員協議会	副会長
委員	大森 充	パナソニックフォト・ライティング 久美浜株式会社	人事・総務部長
委員	石河 良一郎	京丹後市福祉サービス事業者協議会	会長
委員	中江 香代子	京丹後人権擁護委員協議会	会長
委員	東 和彦	京丹後市区長連絡協議会	会計
委員	野口 智樹	京丹後警察署	警備課長
委員	松井 義孝	ハローワーク峰山 (峰山公共職業安定所)	統括職業指導官
委員	吉岡 公平	京丹後市社会福祉協議会	事務局長
委員	寺田 秀明	京丹後市小学校長会	会長
委員	松田 正夫	京丹後市中学校長会	会長
委員	松井 安則	京丹後市商工会	事務局長
委員	谷口 貴章	京丹後市観光協会	事務局長
委員	田茂井 ナセル	外国人市民	
委員	于 漫	外国人市民	
委員	田中 瑠奈	外国人市民	

〔アドバイザー〕

一般財団法人ダイバーシティ研究所	代表理事	田村 太郎
------------------	------	-------

〔オブザーバー〕

公益財団法人京都府国際センター	常務理事	三田 康明
-----------------	------	-------

〔事務局〕

	政策総括監兼企画総務部長	新井 清宏
企画総務部	次長企画政策課長事務取扱	川口 誠彦
企画総務部企画政策課	主幹	上羽 正行
企画総務部企画政策課	主任	安井 克弘
企画総務部企画政策課	国際交流員	フィービー・ホーガン
京丹後市国際交流協会	事務局長	麻田 友子

■ 京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会開催概要

① 第 1 回「京丹後市多文化共生推進プラン」策定委員会

日 時：平成 29 年 5 月 17 日（水）午後 2 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201～203 会議室

出席者：委員 15 名、アドバイザー 1 名、オブザーバー 1 名、事務局 6 名

内 容：1. 委員委嘱及び紹介について
2. 委員長及び副委員長の選任について
3. 京丹後市多文化共生推進プランの策定について
4. アンケートの実施について

② 第 2 回「京丹後市多文化共生推進プラン」策定委員会

日 時：平成 29 年 11 月 1 日（水）午後 2 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201～203 会議室

出席者：委員 16 名、アドバイザー 1 名、オブザーバー 1 名、事務局 6 名

内 容：1. アンケート調査の結果について
2. 第 1 次多文化共生推進プランの進捗状況について
3. プランの基本理念、目標、基本方針等について

③ 第 3 回「京丹後市多文化共生推進プラン」策定委員会

日 時：平成 30 年 2 月 9 日（金）午前 10 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201～203 会議室

出席者：委員 15 名、アドバイザー 1 名、オブザーバー 1 名、事務局 6 名

内 容：1. 第 2 次京丹後市多文化共生推進プランについて

京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会設置規程

平成 26 年 5 月 19 日

訓令第 2 号

(設置)

第 1 条 多文化共生のまちづくりを推進するための庁内組織として、京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多文化共生に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 多文化共生に関する施策の検討及び推進に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げることのほか、多文化共生のまちづくりの推進に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員会の長(以下「議長」という。)は、企画総務部企画政策課長をもって充てる。

(議長の職務)

第 4 条 議長は、会務を総理する。

2 議長は、委員会において必要があると認められるときは、関係機関等に対して出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

3 議長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ議長が指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、必要に応じて、議長が招集する。

2 委員会の構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、当該所属課等の職員を代理出席させることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、企画総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 29 年 5 月 12 日から施行する。

別表(第3条関係)

職名
企画総務部企画政策課長
企画総務部総務課長
企画総務部総務課基地対策室長
企画総務部情報政策課長
市民環境部市民環境課長
市民環境部市民協働課長
医療部医療政策課長
健康長寿福祉部生活福祉課長
健康長寿福祉部健康推進課長
商工観光部商工振興課長
商工観光部観光振興課長
建設部都市計画・建築住宅課長
教育委員会事務局学校教育課長
教育委員会事務局子ども未来課長
消防本部総務課長

■ 京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会 名簿（敬称略）

職 名	氏 名	備 考
企画総務部企画政策課長	川口 誠彦	企画総務部次長
企画総務部総務課長	荻野 正樹	危機管理監
企画総務部総務課基地対策室長	下戸 隆男	
企画総務部情報政策課長	木村 裕一	
市民環境部市民環境課長	志水 丈浩	
市民環境部市民協働課長	月岡 良子	市民環境部理事
医療部医療政策課長	岸田 豊広	
健康長寿福祉部生活福祉課長	西山 真澄	
健康長寿福祉部健康推進課長	小谷 要子	
商工観光部商工振興課長	高橋 尚義	
商工観光部観光振興課長	引野 雅文	
建設部都市計画・建築住宅課長	山本 亮介	
教育委員会事務局学校教育課長	松本 晃治	
教育委員会事務局子ども未来課長	吉岡 正俊	教育委員会事務局理事
消防本部総務課長	池田 弘幸	

〔事務局〕

企画総務部企画政策課	安井 克弘	主任
京丹後市国際交流協会	麻田 友子	事務局長

■ 京丹後市多文化のまちづくり庁内検討委員会開催概要

① 第 1 回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日 時：平成 29 年 5 月 15 日（月）午前 10 時 30 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 3 階 301 会議室

出 席 者：委員 10 名

内 容：1. 第 2 次京丹後市多文化共生推進プランの策定について
2. 各課における多文化共生の取組みや在住外国人に関する課題等について（現状報告）

② 第 2 回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日 時：平成 29 年 10 月 26 日（木）午前 10 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 201～203 会議室

出 席 者：委員 15 名

内 容：1. 第 2 次京丹後市多文化共生推進プランの策定について
2. アンケート調査の結果について
3. 多文化共生プラン進捗状況について

③ 第 3 回京丹後市多文化共生のまちづくり庁内検討委員会

日 時：平成 30 年 2 月 5 日（月）午前 10 時 00 分～

場 所：京丹後市役所峰山庁舎 2 階 公室

出 席 者：委員 11 名

内 容：1. 第 2 次京丹後市多文化共生推進プランの策定について
2. 第 1 次プランに基づく取組みの実施状況を踏まえた現在の課題（各課報告）
3. 第 2 回「京丹後市多文化共生推進プラン策定委員会」の結果報告
4. 近況報告（情報共有）、意見交換

■ 広報きょうたんご掲載記事

(平成29年9月号)

市政ガイド



国際文化交流協会主催の事業でにぎり寿司づくりを体験。参加者は国籍や文化を越えて交流を深めた。



みんなが進めよう！
多文化共生のまちづくり
 市では、国籍や文化の違いを認め合いながら共に暮らせる豊かな社会を目指し、平成26年度に策定した多文化共生推進プランを指針として、各種施策に取り組んでいます。皆さんも取り組みの輪に加わり、一緒に多文化共生のまちづくりを進めていきましょう。

多文化共生推進プランの見直し着手

本市では、外国人が生活していく上での文化や言葉の壁を取り除き、誰もが住みやすいまちづくりを進めるため、平成26年度に府内初となる「多文化共生推進プラン」を策定しました。プランでは基本目標として、
 ◆安心して生活ができるまち
 ◆言葉の壁を乗り越えるまち
 ◆フレンドシップを育むまち
 ◆国際色豊かでにぎわうまち
 の実現を掲げ、関係団体、地域などと連携して取り組みを推進してきました。
 今年度においては、16歳以上の市民および外国人市民を対象にアンケート調査を実施するなど、現状を踏まえてプランの見直しを行うこととされています。

外国人は増加傾向

本市には平成29年6月末現在、中国や韓国・朝鮮、フィリピンなど19カ国403人(采軍関係者も加えると約560人)の外国人が居住しています。全国的な傾向と同様、本市においても年々外国人の数は増加しており、近年では、技能実習生として市内企業に勤務するベトナム出身者が多くなっています(下図参照)。

外国人が日本に滞在するための在留資格は大まかに①就労活動を目的としたもの(技術・技能実習ほか)②就労活動以外を目的としたもの(就学、家族滞在ほか)③身分または地位に基づくもの(日本人の配偶者等、永住者ほか)に区分されます。本市では③が247人と最も多くなっており、地域への定住が進むことがうかがえます。

外国人も地域の担い手に

そうした中、定住する外国人が地域社会の担い手となり、地区や学校の行事、ボランティア活動などに参加する機会も増えてきています。多文化共生を進めるために

は、国籍や言葉、文化など互いの違いを理解し尊重しながら、共に暮らしていくという認識が大切です。京丹後市に住む全ての人が安心して生活し、活躍できるまちづくりを進めていきましょう。

